

障害のある子どもの

就学支援ハンドブック

～特別支援教育の充実によるインクルーシブ教育システムの構築～

事務手続編

令和8年3月

山梨県教育委員会

本ハンドブックにおいて、次のように読み替えをしてください。

※小学校とは、小学校及び義務教育学校前期課程

※中学校とは、中学校及び義務教育学校後期課程

	特別支援学校への就学 事務手続きの主な流れ	1
I	特別支援学校への就学・区域外就学等に関するフロー	2

特別支援学校への就学、転学、区域外就学等に関する手続きの流れを示してあります。

	・【施行令第 11 条関係】 特別支援学校への就学（新就学児）	3
	・【施行令第 11 条の 2 関係】 特別支援学校への就学（新中学 1 年生）	4
	・【施行令第 11 条の 3 第 1 項関係】 年度途中の転居に伴う転学	5
	【パターン 1】 県外の特別支援学校又は小・中学校→県内の特別支援学校又は小・中学校	
	【パターン 2】 県内の特別支援学校又は小・中学校→県内の特別支援学校又は小・中学校	
	※小・中学校に在籍していた児童生徒については視覚障害者等のみ	
	・【施行令第 12 条関係】 小・中学校在学者が視覚障害者等になった場合	6
	（例 県立中央病院・北病院での加療のため、富士見支援学校（本校・分校）へ転学）	
	・【施行令第 6 条の 2 関係】 視覚障害者等でなくなった場合	7
	（例 県立中央病院・北病院での加療が終了し、富士見支援学校（本校・分校）から小・中学校へ転出）	
	・【施行令第 12 条の 2 関係】 特別支援学校への就学（新小 2～6 年・新中 2～3 年）	8
	・区域外就学【小・中学校→県外の特別支援学校】	9
	・区域外就学【県内特別支援学校→県外の特別支援学校】	10
	・「うぐいすの杜学園」への転学手続き	11
	・「うぐいすの杜学園」から小・中学校への転学手続き	13

II	学校教育法施行令関係通知様式	15
-----------	---------------------------------	-----------

特別支援学校への転学・就学、特別支援学校から小・中学校への転学、学齢簿に関する報告、区域外就学のための通知に関する様式です。

	・学校教育法施行令関係通知様式一覧	16
●	第 1 1 条関係	
	・様式 1－①【第 1 1 条第 1 項関係通知】（市町村教育委員会発）	17
	・様式 1－②【第 1 1 条の 2 関係通知】（市町村教育委員会発）	18
	・様式 1－③【第 1 1 条の 3 第 1 項関係通知】（市町村教育委員会発）	19
	・様式 1－④【第 1 1 条の 3 第 2 項関係通知】（市町村教育委員会発）	20
●	第 1 2 条関係	
	・様式 2【第 1 2 条第 2 項関係通知】（市町村教育委員会発）	21
	・様式 3【第 1 2 条の 2 第 2 項関係通知】（市町村教育委員会発）	22
●	第 1 4 条・第 1 5 条関係	

・様式4－①【第14条第1項・第2項関係通知】（県教育委員会発）	23
・様式4－②【第15条第1項・第2項関係通知】（県教育委員会発）	24
・様式4－③【第15条第1項・第2項関係通知】（県教育委員会発）	25
●第6条関係	
・様式5－①【第6条の2第1項関係通知】（特別支援学校発）	26
・様式5－②【第6条の2第2項関係通知】（県教育委員会発）	27
・様式6－①【第6条の3第1項関係通知】（特別支援学校発）	28
・様式6－②【第6条の3第2項関係通知】（県教育委員会発）	29
・様式6－③【第6条の3第3項関係通知】（市町村教育委員会発）	30
・様式6－④【第6条の3第4項関係通知】（県教育委員会発）	31
●第13条関係	
・様式7【第13条関係通知】（市町村教育委員会発）	32
・様式8【第13条の2関係通知】（市町村教育委員会発）	33
○参考様式	
・参考様式1－①【第12条第1項関係通知】（小・中学校発）	34
・参考様式1－②【第12条第3項関係通知】（市町村教育委員会発）	35
・参考様式2【第12条の2第1項関係通知】（小・中学校発）	36
○第11条・第12条通知関係参考様式	
・参考様式① 就学支援シート	37
・参考様式② サポートノート	39
・参考様式③ 学校教育に関する事項	44
・参考様式④ 幼児の保育・教育の状況	45
・参考様式⑤－ア 【視覚障害者用】専門的診断の記録	46
・参考様式⑤－イ 【聴覚障害者用】専門的診断の記録	48
・参考様式⑤－ウ 【肢体不自由者用】専門的診断の記録	50
・参考様式⑤－エ 【病弱者用】専門的診断の記録	52

Ⅲ 山梨県教育支援委員会運営要項関係様式 54

就学先の決定等に関わり、市町村教育委員会から県教育委員会へ助言を依頼する際などの様式です。この様式の他に、必要に応じて、上記の11条・第12条通知関係に係る参考様式③～⑥の内、必要な書類を添付することとなります。

1 山梨県教育支援委員会運営要項	55
2 様式	
・第1号様式 就学に関する助言依頼書（市町村教育委員会→県教育委員会）	56
・第2号様式 就学に関する助言依頼書（特別支援学校→県教育委員会）	57
・第3号様式 就学に関する助言票	58
・第4号様式 学習・生活状況等報告書	59
・第11条・第12条通知関係参考様式	
参考様式① 就学支援シート（P37）	
参考様式② サポートノート（P39）	

※参考様式③～⑤（P44～53）については、必要に応じて添付

IV 教育支援アドバイザーに関する様式・・・・・・・・・・・・・・・・ 60

就学や転学等において課題が解決・改善されない困難な事例について、課題解決に向けた援助・助言を依頼する際に必要な様式です。

- 1 インクルーシブ教育推進事業に係るインクルーシブ教育相談支援チーム
教育支援アドバイザー派遣について・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 教育支援アドバイザーの派遣要請について（学校等用）・・・・・・・・ 62
- 3 個別資料（参考様式）・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 4 市町村教育委員会からの教育支援アドバイザー派遣要請（参考様式）・・・・ 64

V 特別支援学級編制及び通級指導教室の設置に関する様式・・・・・・・・ 65

小・中学校の特別支援学級編制計画書の提出及び通級指導教室設置に係るヒアリングの際に必要な様式です。

- 1 特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関する提出書類について・・・・ 66
- 提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- (1) 【様式1（参考）】特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関わる
市町村（組合）教育委員会意見書・・・・・・・・ 74
- (2) 【様式2（参考）】特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関わる校長意見書・・・・ 75
- (3) 【様式3】公立小学校・中学校特別支援学級編制計画書・・・・・・・・ 76
- (4) 【様式4】新設する特別支援学級一覧・・・・・・・・ 77
- (5) 【様式5】閉級する特別支援学級一覧・・・・・・・・ 78
- (6) 【様式6】特別支援学級編制に関する在籍児童生徒一覧・・・・・・・・ 79
- (7) 【様式7】特別支援学級編制に関する児童生徒個別調査票・・・・・・・・ 80
- (8) 【様式8】個別検査結果等に基づく所見・・・・・・・・ 81
- (9) 【様式9（参考）】情緒障害の状況を示す書類・・・・・・・・ 82
- (10) 【様式10（参考）】特別支援学級編制に関わる児童生徒の
入級及び退級に関する理由書・・・・・・・・ 83
- (11) 【様式11】児童生徒の登校に関する状況報告書・・・・・・・・ 84
- (12) 【様式12】通級による指導対象児童生徒一覧・・・・・・・・ 85
- (13) 【様式13（参考）】通級指導教室運営状況報告書・・・・・・・・ 86

VI 難聴の児童生徒に対する通級による指導実施要項関係様式・・・・・・・・ 87

- 1 小中学校、義務教育学校に在籍する難聴の児童生徒に対する県立ろう学校における
通級による指導 実施要項・・・・・・・・ 88
- (1) 資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 90
- (2) 提出書類（様式）・・・・・・・・ 92
- 2 高等学校に在籍する難聴の児童生徒に対する県立ろう学校における通級による指導実施要項
・・・・・・・・ 105
- (1) 資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
- (2) 提出書類（様式）・・・・・・・・ 108

特別支援学校への就学 事務手続きの主な流れ

時期	児童生徒等の就学に関する手続	
4月	○就学相談等の実施 【市町村教育委員会】	山梨県教育支援委員会（適宜開催） 保護者との合意形成
10月	○学齢簿の作成（10月1日現在） 【市町村教育委員会】	
10月31日 （5ヶ月前）	○就学時健康診断 【市町村教育委員会】	
11月30日 （4ヶ月前）	○地区教育支援委員会等への指導・助言依頼 【市町村教育委員会】 地区教育支援委員会等の開催	
	○「特別支援学校への就学について」を県教委へ通知 【市町村教育委員会】	
12月31日 （3ヶ月前）	●入学期日、就学すべき特別支援学校の指定 ●「特別支援学校の入学期日等について」を保護者等へ通知 【県教育委員会】	
1月31日 （2ヶ月前）		

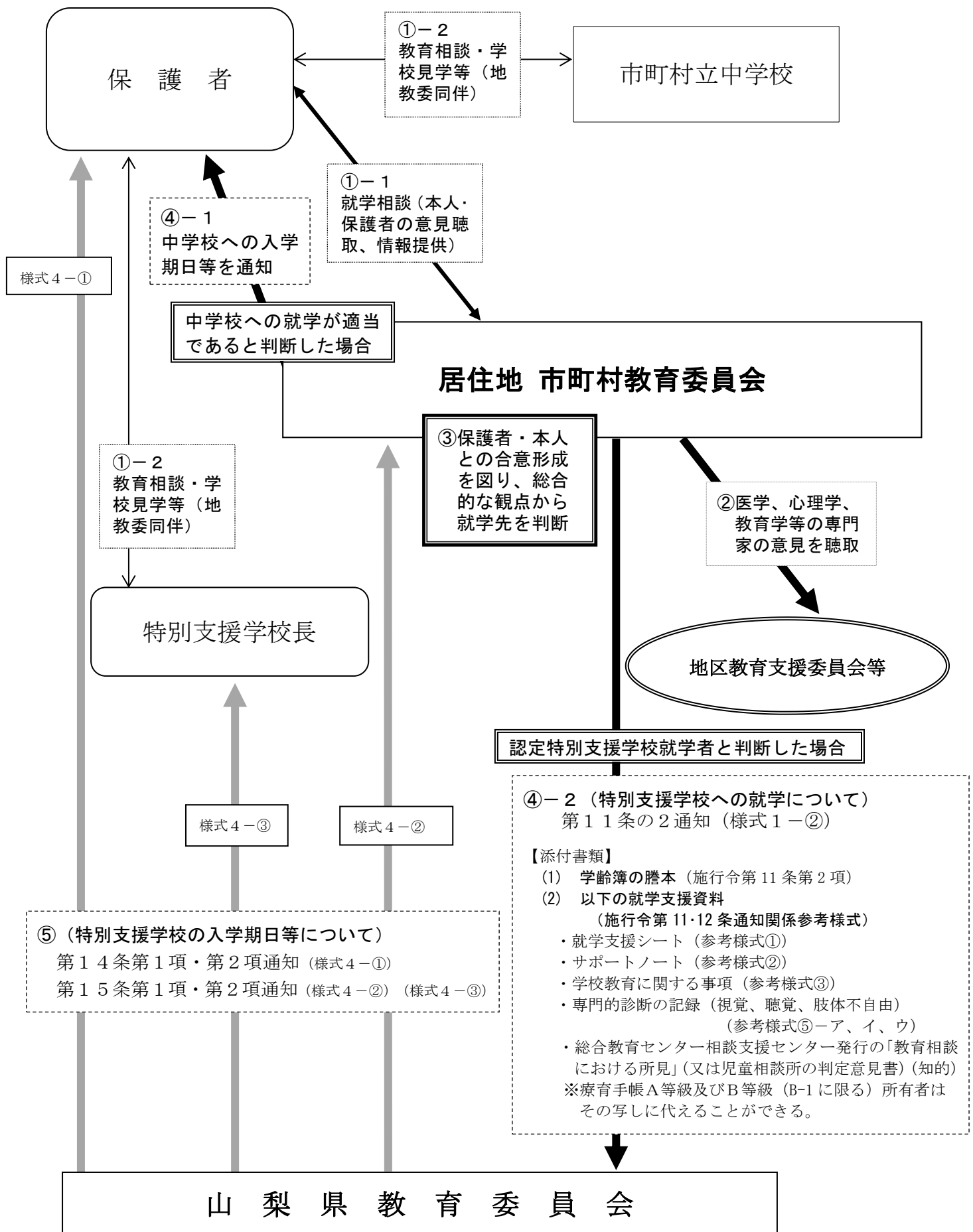
I 特別支援学校への 就学・区域外就学等に関するフロー

特別支援学校への就学（新就学児）



【施行令第11条の2関係】

特別支援学校への就学（新中学1年生）



年度途中の転居に伴う転学

【パターン2】県内の特別支援学校又は小・中学校 → 県内の特別支援学校又は小・中学校

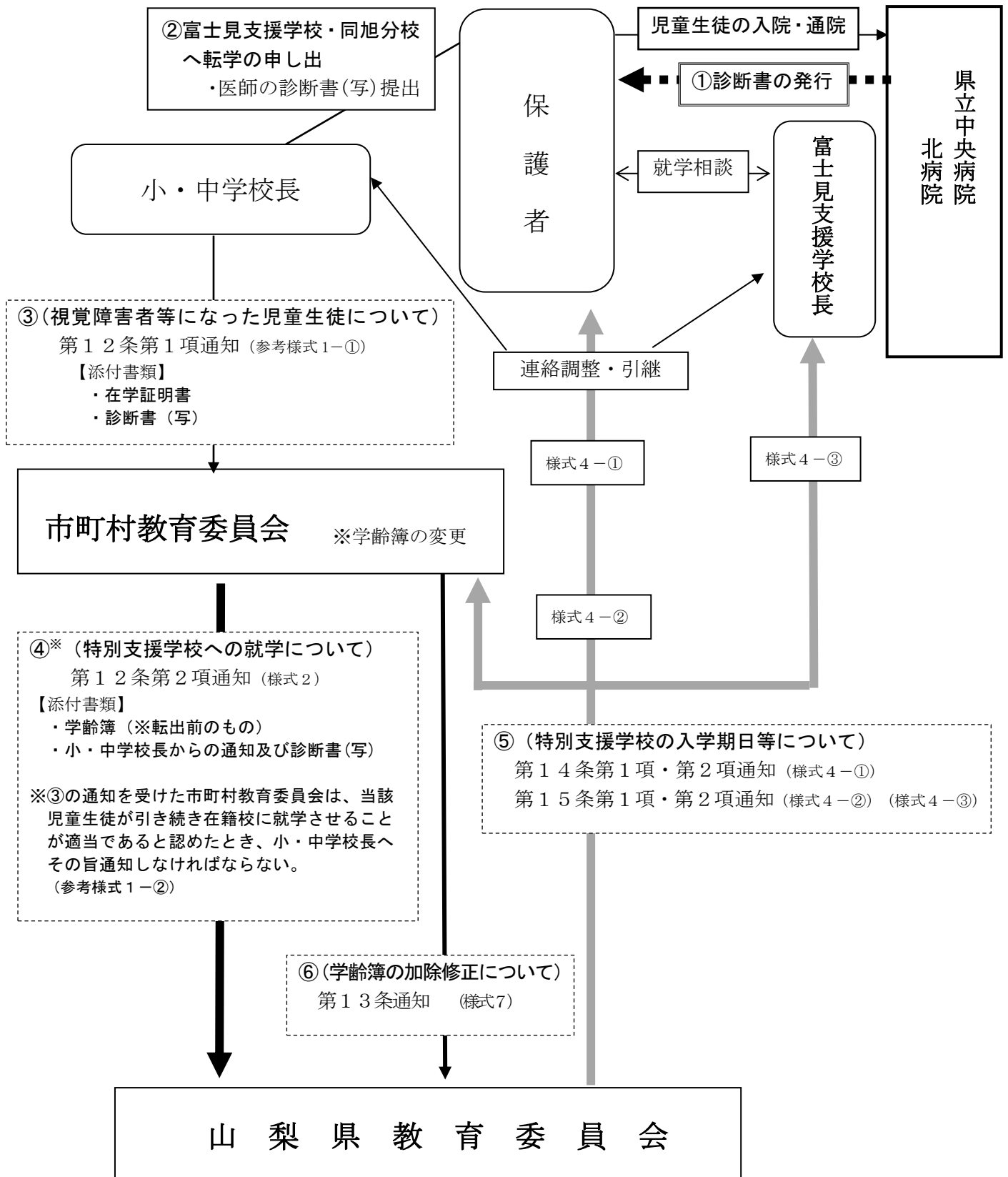
[illegible]

【施行令第12条関係】

小・中学校在学者が視覚障害者等になった場合

(例)

県立中央病院・北病院での加療のため、富士見支援学校（本校・分校）へ転学

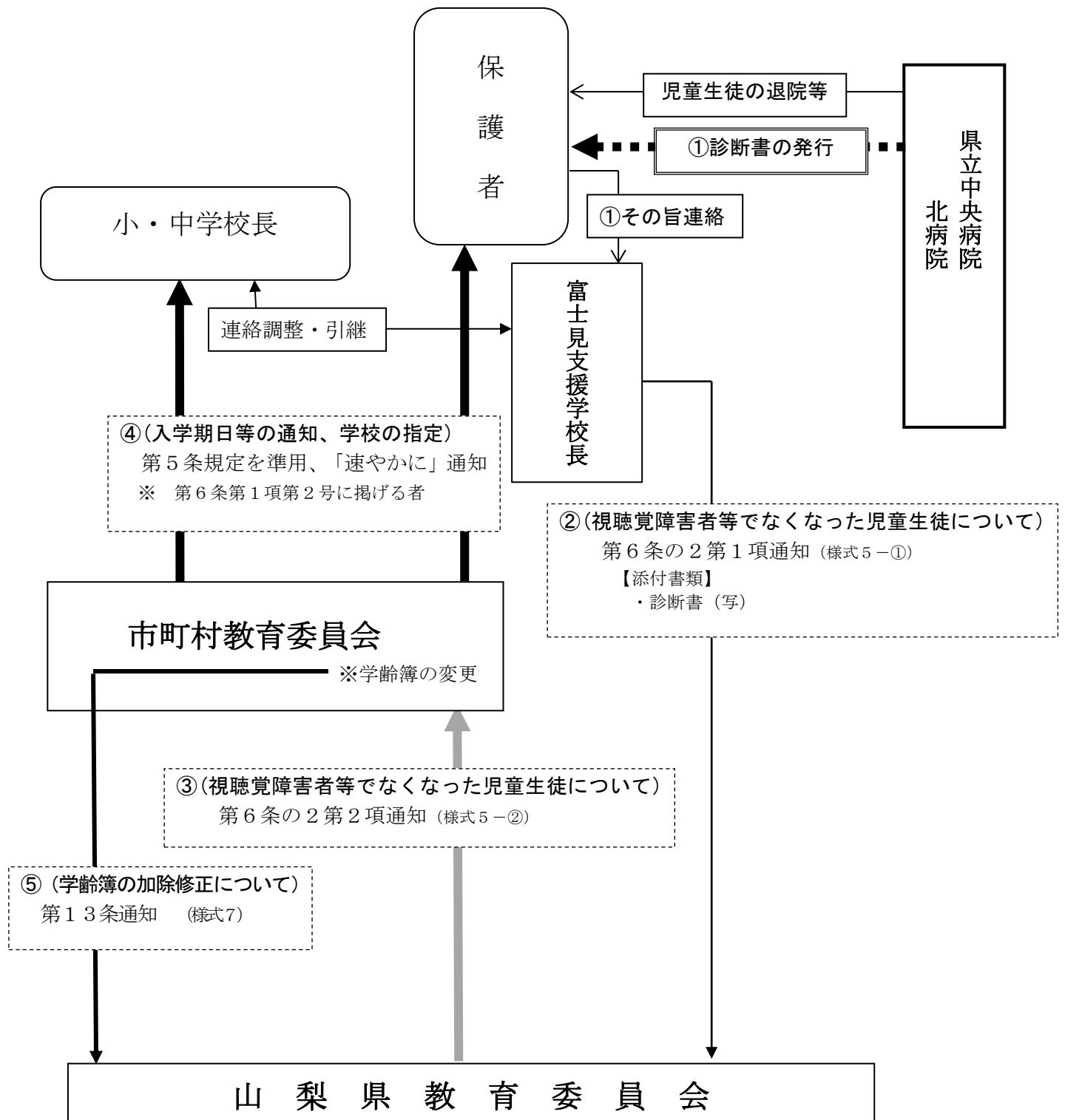


【施行令第6条の2関係】

視覚障害者等でなくなった場合

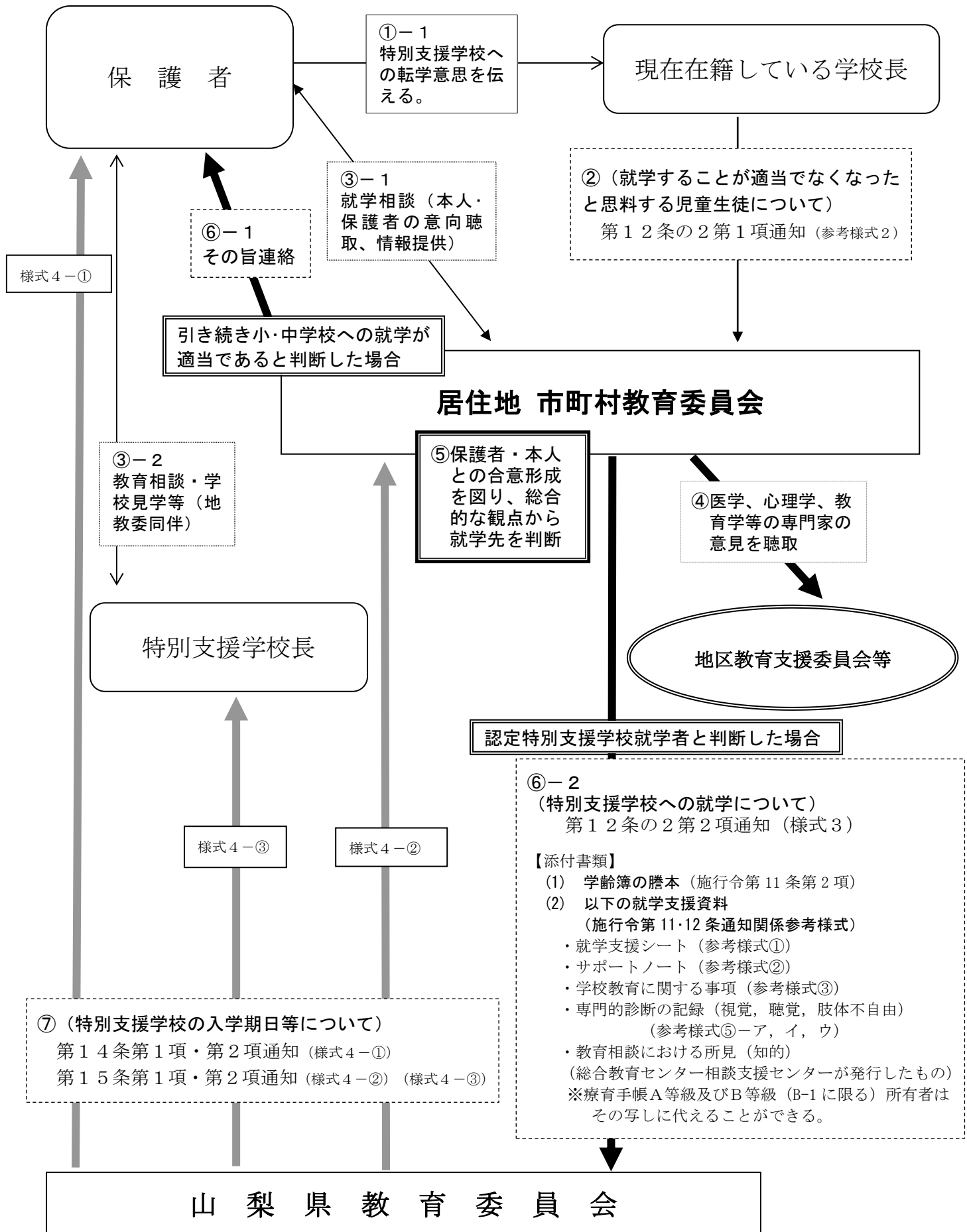
(例)

県立中央病院・北病院の加療が終了し、富士見支援学校（本校・分校）から小・中学校へ転出

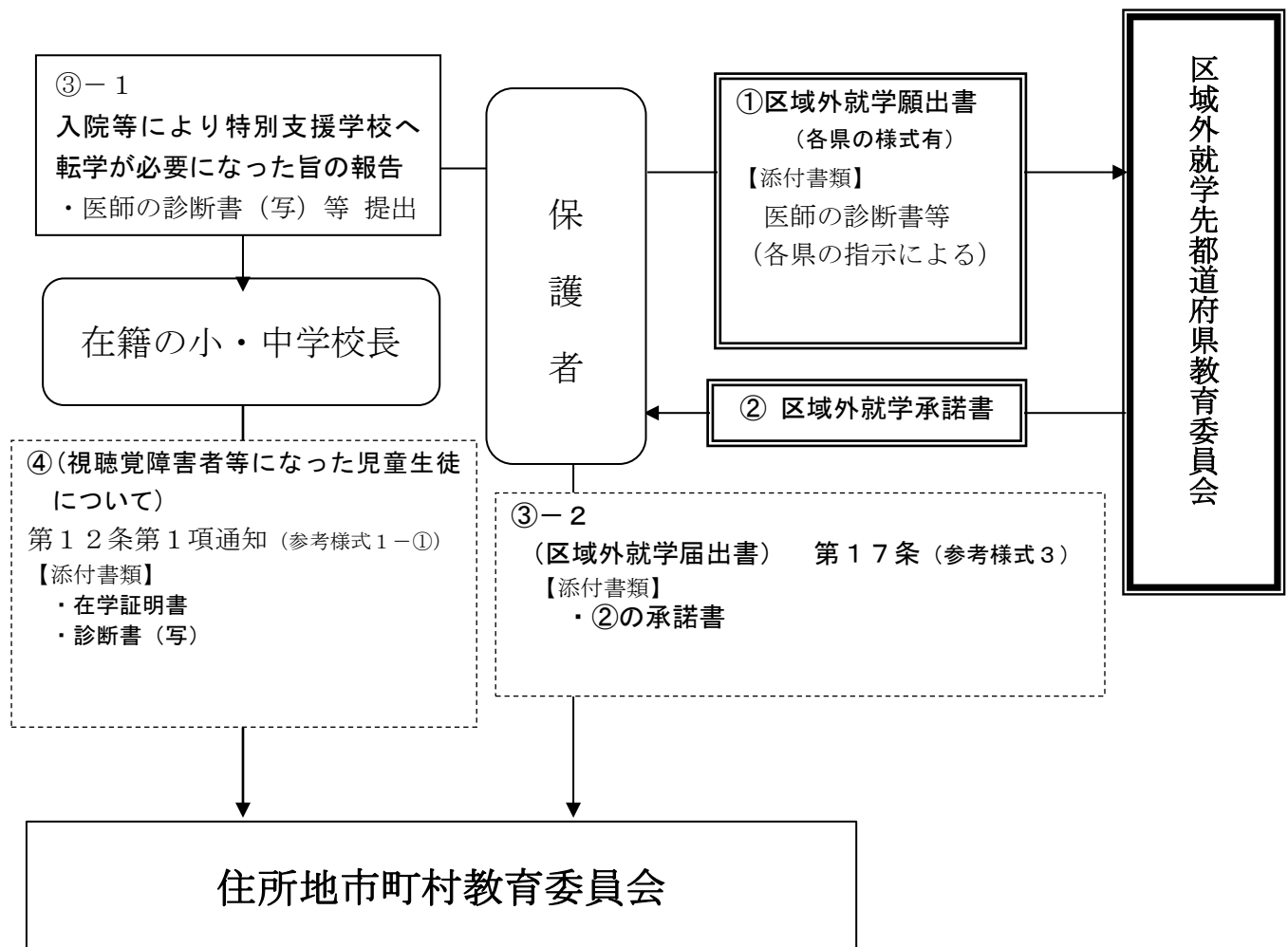


【施行令第 12 条の 2 関係】

特別支援学校への就学（新小 2 ～ 6 年・新中 2 ～ 3 年）

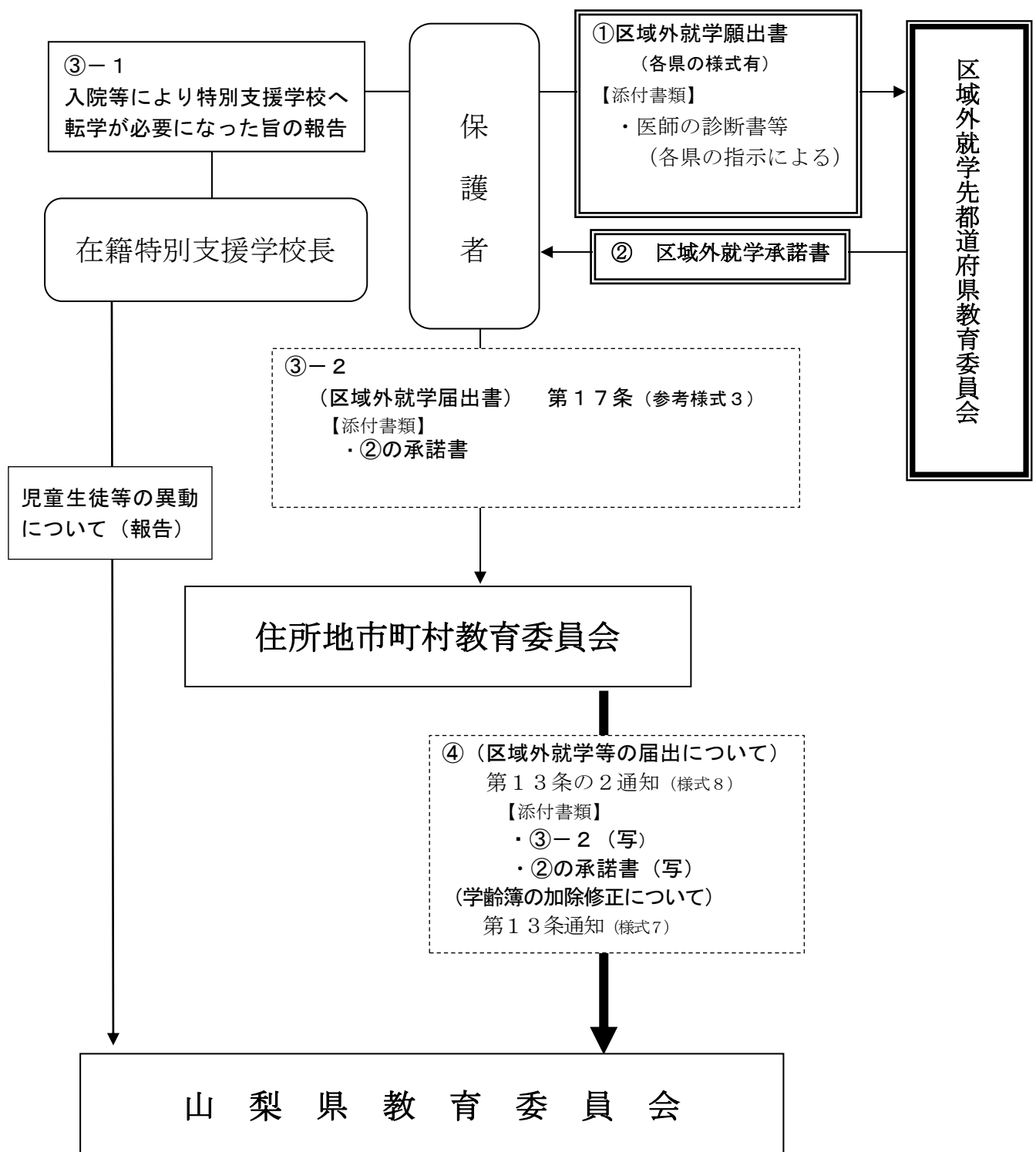


区域外就学 【小・中学校 → 県外の特別支援学校】



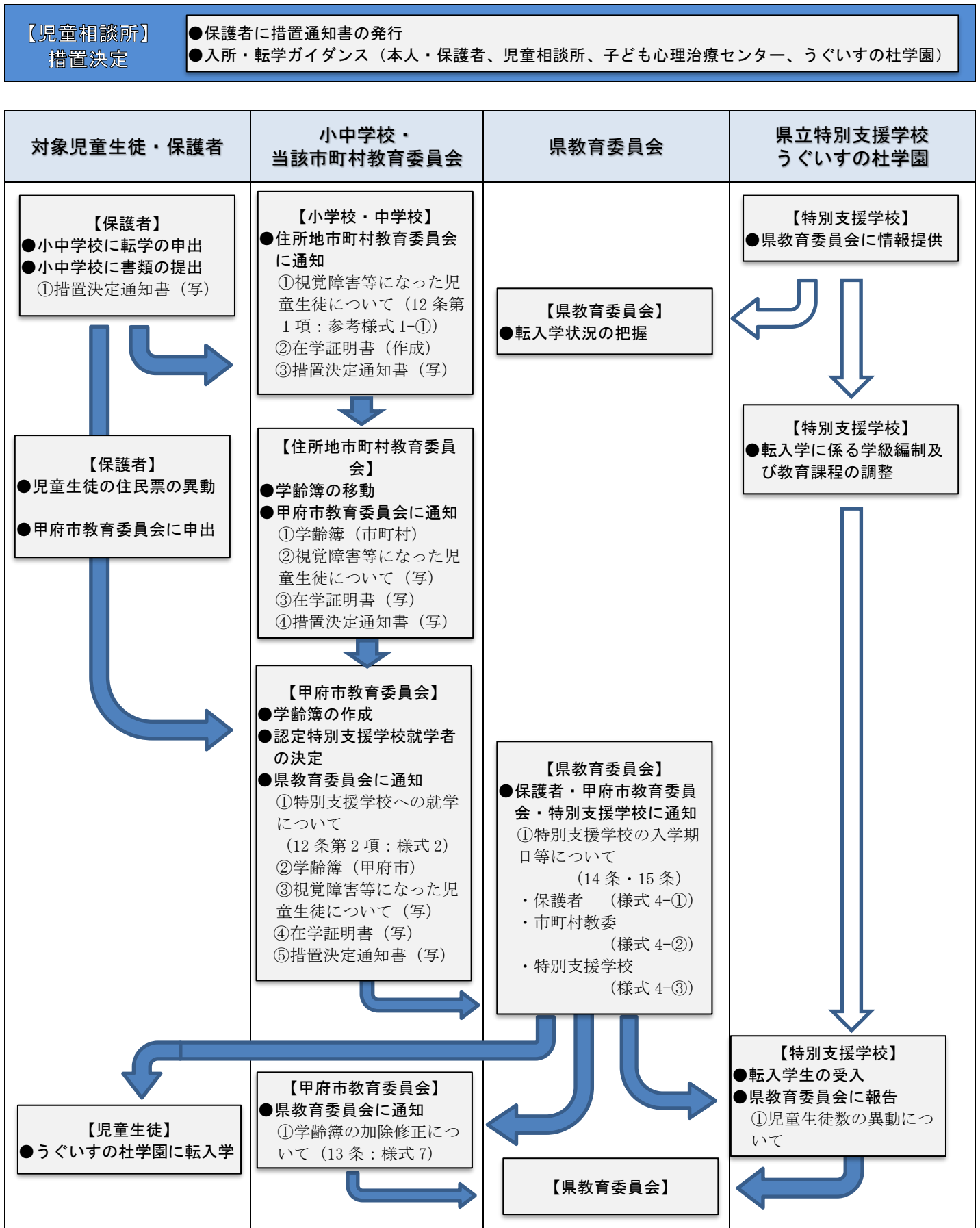
※施行令改正により、県教育委員会への通知は必要なくなりました。

区域外就学【県内特別支援学校→県外の特別支援学校】



■措置入所した場合の「うぐいすの杜学園」への転入手続き 住民票を移す場合

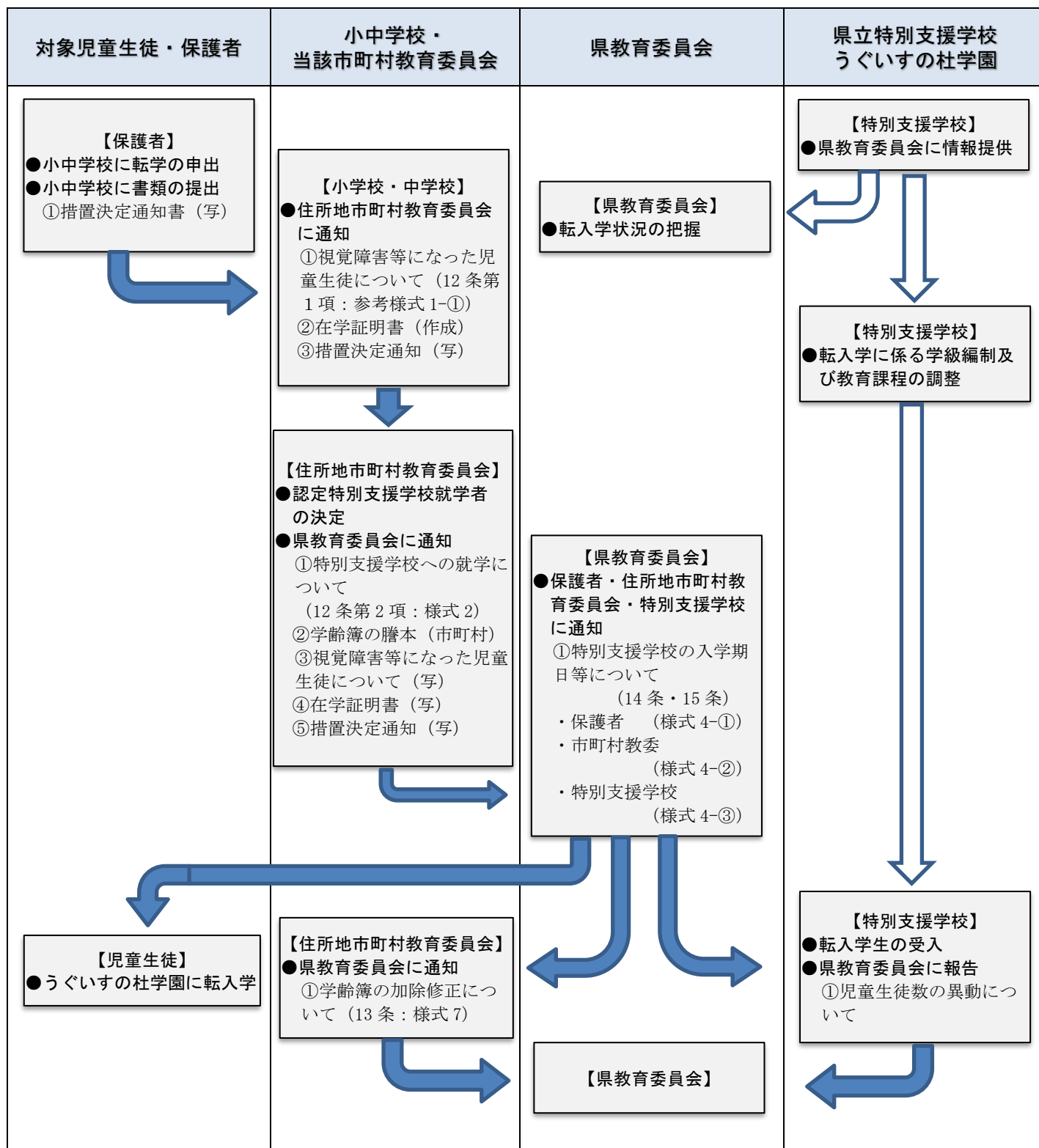
※ただし、甲府市内での住民票移動の場合は、「住民票を移さない場合」の手続きによる。



■措置入所・通所した場合の「うぐいすの杜学園」への転入手続き **住民票を移さない場合**

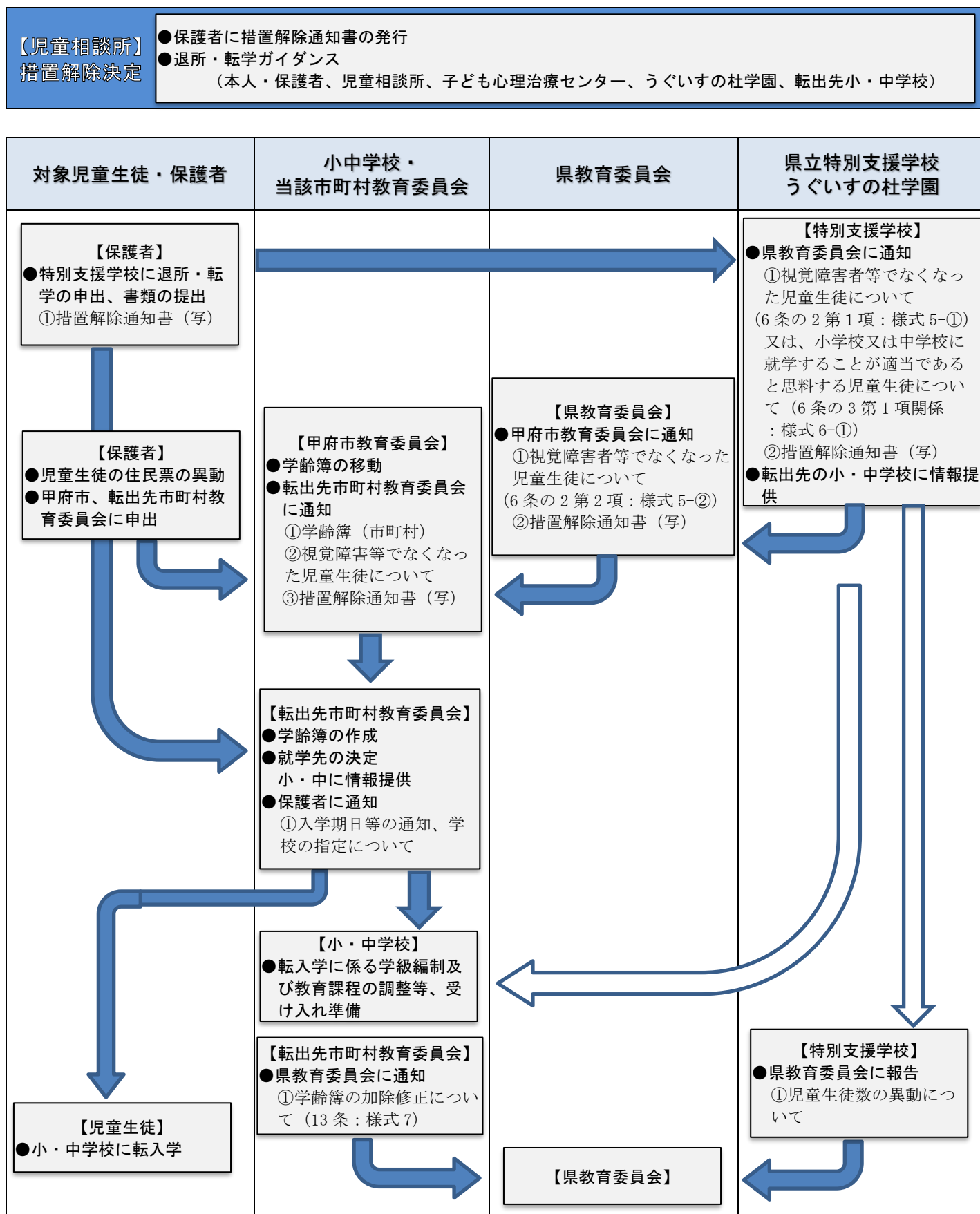
【児童相談所】
措置決定

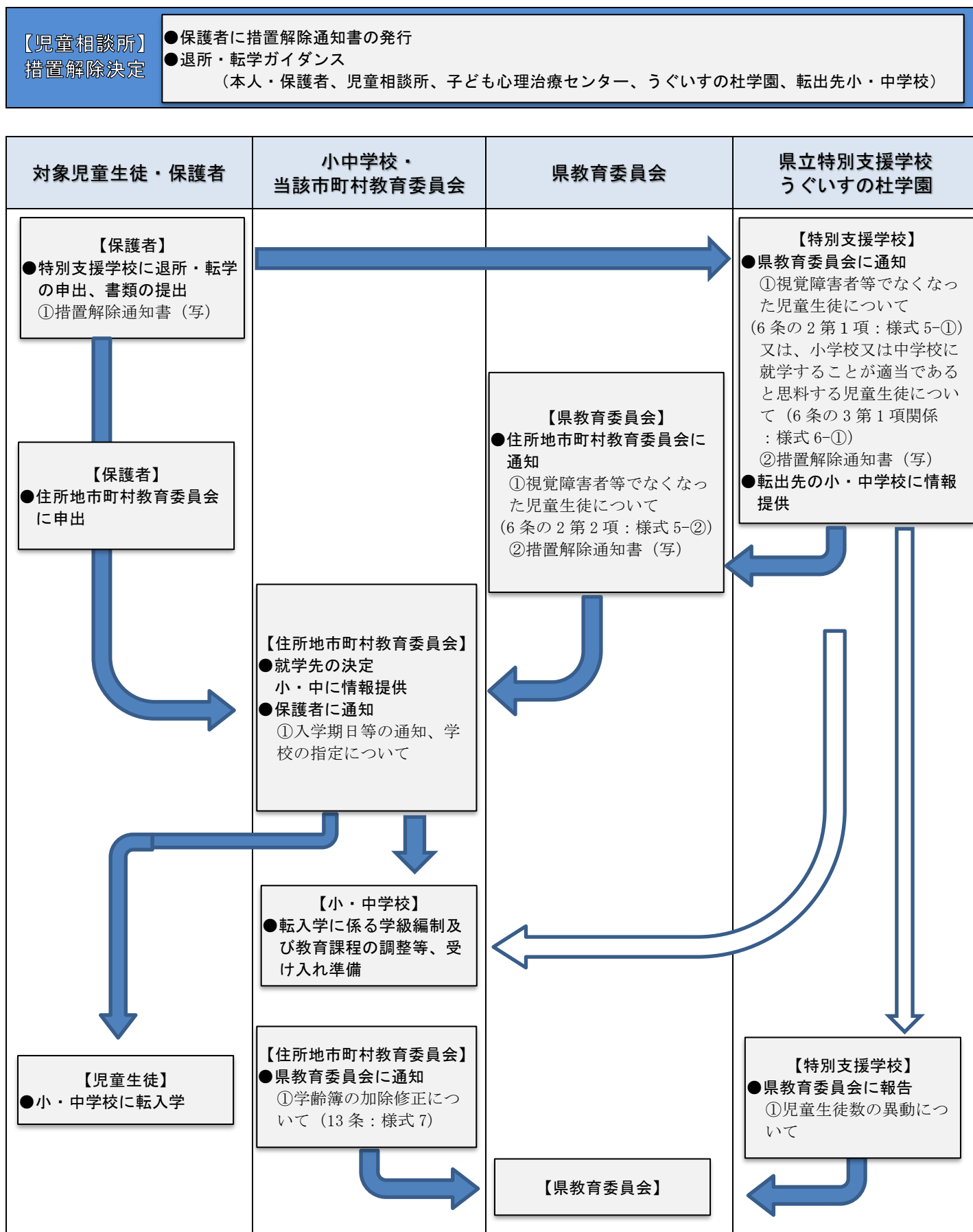
- 保護者に措置通知書の発行
- 入通所・転学ガイダンス（本人・保護者、児童相談所、子ども心理治療センター、うぐいすの杜学園）



■措置解除により退所する場合の小・中学校への転出手続き 住民票を移す場合

※ただし、甲府市内での住民票移動の場合は、「住民票を移さない場合」の手続きによる。





Ⅱ 学校教育法施行令関係通知様式

学校教育法施行令関係通知様式

様式（書類名称）及び 添付書類				書類の作成・提出先等		医療機関・関係機関	保護者等	小・中学校長	特別支援学校長	市町村教育委員会	地区教育支援委員会等	県教育委員会	区域外就学先 有する者	就学先支援学校長
施行令 条・項	様式番号	通 知 名	※は添付書類	●：作成元	■：提出先（■）：写の提出	○：經由先								
特別支援学校へ転学・就学するための様式														
第12条第1項	参考様式1－①	視覚障害者等になった児童生徒について		●	→	■	→	(■)						
		※県立中央病院又は北病院医師の診断書 ※県外の病院の診断書		●	取得	(■)	→	(■)	→	(■)				
第12条第3項	参考様式1－②	小学校又は中学校に引き続き就学させることが適当であると認めた児童生徒について				■	→	●						
第12条の2第1項	参考様式2	就学することが適当でなくなったと思料する児童生徒について				●	→	■						
第11条第1項	様式1－①	特別支援学校への就学について							●	→	■			
第11条第2項		※学齢簿の謄本							●	→	■			
第11条の2	様式1－②	特別支援学校への就学について							●	→	■			
第11条の3第1項	様式1－③	特別支援学校への就学について							●	→	■			
第11条の3第2項	様式1－④	特別支援学校への就学について							●	→	■			
第12条第2項	様式2	特別支援学校への就学について							●	→	■			
		※学齢簿の謄本							●	→	■			
第12条の2第2項	様式3	特別支援学校への就学について							●	→	■			
		※学齢簿の謄本							●	→	■			
第14条第1項・第2項	様式4－①	特別支援学校の入学期日等について				■						●		
第15条第1項・第2項	様式4－②	特別支援学校の入学期日等について							■			●		
	様式4－③	特別支援学校の入学期日等について						■				●		
特別支援学校から小・中学校へ転学するための様式														
第6条の2第1項	様式5－①	視覚障害者等でなくなった児童生徒について						●	→	■				
		※県立中央病院又は北病院医師の診断書		●	取得	(■)	→	(■)						
第6条の2第2項	様式5－②	視覚障害者等でなくなった児童生徒について						■	→	●				
第6条の3第1項	様式6－①	小学校又は中学校に就学することが適当であると 思料する児童生徒について						●	→	■				
第6条の3第2項	様式6－②	小学校又は中学校に就学することが適当であると 思料する児童生徒について							■	→	●			
第6条の3第3項	様式6－③	当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めた児童生徒について							●	→	■			
第6条の3第4項	様式6－④	当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めた児童生徒について						■	→	●				
第6条の4		視覚障害者等でなくなった児童生徒について						●	→	■				
学齢簿に関する報告様式														
第13条	様式7	学齢簿の加除訂正について							●	→	■			
区域外就学のための様式														
	就学先の県・学校において 定められた様式・提出書類	区域外就学願出書		●									→	■
		※診断書		●	取得								→	■
		区域外就学承諾書		○				■						→
第13条の2	様式8	区域外就学等の届出について							●	→	■			
第18条		(区域外就学先で全課程を修了する前に退学したとき) ※区域外就学を終了し、特別支援学校に戻る場合							■	→			●	
(第6条の2第1項)		(視覚障害者等でなくなった児童生徒について) ※区域外就学を終了し、小・中学校に戻る場合										■	→	●

学校教育法施行令の規定による通知関係

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長 公印

特別支援学校への就学について（通知）

次の児童生徒は、認定特別支援学校就学者として特別支援学校へ就学させるべき
なので、学校教育法施行令第 11 条第 1 項の規定に基づき、学齢簿を添えて通知し
ます。

児童生徒 氏 名	生年月日	性 別	在籍する学校・学 年又は幼稚園等	障害 種別	保 護 者 氏 名	続 柄	住 所

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長 公印

特別支援学校への就学について（通知）

次の児童生徒は、認定特別支援学校就学者として特別支援学校へ就学させるべき
なので、学校教育法施行令第 11 条の 2 の規定に基づき、学齢簿を添えて通知しま
す。

児童生徒 氏 名	生年月日	性 別	在籍する学校・学年	障害 種別	保 護 者 氏 名	続 柄	住 所

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長 公印

特別支援学校への就学について（通知）

次の児童生徒は、認定特別支援学校就学者として特別支援学校へ就学させるべき
なので、学校教育法施行令第 11 条の 3 第 1 項の規定に基づき、学齢簿を添えて通
知します。

児童生徒 氏 名	生年月日	性 別	在籍する学校・学年	障害 種別	保 護 者 氏 名	続 柄	住 所

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長 公印

特別支援学校への就学について（通知）

次の児童生徒は、認定特別支援学校就学者として特別支援学校へ就学させるべき
なので、学校教育法施行令第 11 条の 3 第 2 項の規定に基づき、学齢簿を添えて通
知します。

児童生徒 氏 名	生年月日	性 別	在籍する学校・学年	障害 種別	保 護 者 氏 名	続 柄	住 所

様式2（第12条第2項関係）

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長 公印

特別支援学校への就学について（通知）

次の児童生徒について、別添のとおり視覚障害者等となった旨の通知がありました。

については、認定特別支援学校就学者として特別支援学校へ就学させるべきなので、学校教育法施行令第12条第2項の規定に基づき、通知します。

児童生徒 氏 名	生年月日	性 別	在籍する学校・学年	障害 種別	保 護 者 氏 名	続 柄	住 所

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長 公印

特別支援学校への就学について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行令第12条の2第1項の規定に基づき、在籍する小学校（中学校）長から当該校に就学することが適当でなくなった旨の通知がありました。

については、認定特別支援学校就学者として特別支援学校へ就学させるべきなので、学校教育法施行令第12条の2第2項の規定に基づき、通知します。

児童生徒 氏 名	生年月日	性別	在籍する学校・学年	障害 種別	保 護 者 氏 名	続 柄	住 所

教特児第 号
令和 年 月 日

保 護 者 殿

山梨県教育委員会
教育長 公印

特別支援学校の入学期日等について（通知）

このことについて、次のとおりあなたが保護する児童生徒が就学すべき学校及び入学期日を決定しましたので、学校教育法施行令第14条の規定により通知します。

- 1 児 童 生 徒 氏 名
生年月日・性別
- 2 学 校 名 ・ 学 年
- 3 入 学 期 日
- 4 そ の 他

教特児第 号
令和 年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長 公印

特別支援学校の入学期日等について（通知）

このことについて、次のとおり貴教育委員会管内に住所を有する児童生徒が認定特別支援学校就学者として就学すべき学校及び入学期日を決定したので、学校教育法施行令第15条の規定により通知します。

- 1 児童生徒氏名
生年月日・性別
- 2 保護者氏名・続柄
住 所
- 3 学校名・学年
- 4 入 学 期 日

教特児第 号
令和 年 月 日

特別支援学校長 殿

山梨県教育委員会教育長

特別支援学校の入学期日等について（通知）

このことについて、次のとおり児童生徒を貴校へ就学させることにしたので、学校教育法施行令第15条の規定により通知します。

- 1 児童生徒氏名
生年月日・性別
- 2 学校名・学年
- 3 入学期日

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

特別支援学校長

視覚障害者等でなくなった児童生徒について（通知）

このことについて、次の児童生徒は、視覚障害者等でなくなったので、学校教育
法施行令第 6 条の 2 第 1 項の規定により通知します。

- 1 児童生徒氏名
- 2 生年月日・性別
- 3 学部・学年
- 4 住所
- 5 保護者氏名・続柄
- 6 転入通知番号・日付
- 7 転入日
- 8 医療機関による診断日等
- 9 最終在籍年月日
- 10 転入予定学校名
- 11 添付書類
- 12 その他特記事項

教特児第 号
令和 年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長 公印

視覚障害者等でなくなった児童生徒について（通知）

このことについて、次のとおり貴教育委員会管内に住所を有する児童生徒が視覚障害者等でなくなったので、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により通知します。

つきましては、就学の手続きをお願いします。

- 1 児童生徒氏名
生年月日・性別
- 2 保護者氏名・続柄
住 所
- 3 最終在籍校・学年
- 4 最終在籍年月日

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

特別支援学校校長

小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する児童生徒
について（通知）

本校に在籍する次の児童生徒が、障害の状態等の変化により小学校又は中学校に
就学することが適当であると思料するので、学校教育法施行令第6条の3第1項の
規定に基づき通知します。

- 1 児童生徒 氏名
生年月日・性別
在籍学年
障害の種類（程度）
- 2 保護者 氏名 続柄
住所
- 3 小学校又は中学校に就学する
ことが適当であると思料する理由
- 4 転学を希望する学校
- 5 その他

教特児第 号
令和 年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿

山梨県教育委員会教育長

小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する児童生徒
について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行令第6条の3第1項の規定に基づき、特別
支援学校長から通知がありましたので、同条第2項により通知します。

- | | | |
|---|------|------------------------------------|
| 1 | 児童生徒 | 氏名
生年月日・性別
在籍学年
障害の種類（程度） |
| 2 | 保護者 | 氏名 続柄
住所 |

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長

当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めた
児童生徒について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第 6 条の 3 第 2 項により通知のあった児童
生徒は、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたので、同
条第 3 項の規定に基づき通知します。

1 児童生徒 氏名
生年月日・性別
在籍学年
障害の種類（程度）

2 保護者 氏名 続柄
住所

3 認めた理由

教特児第 号
令和 年 月 日

特別支援学校長 殿

山梨県教育委員会教育長

当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めた
児童生徒について（通知）

学校教育法施行令第6条の3第1項により通知のあった児童生徒のうち、当該児童生徒について、その住所の存する市町村教育委員会から同条第3項により貴校に引き続き就学させることが適当であるとの通知がありましたので、同条第4項の規定に基づき通知します。

1 児童生徒 氏名
生年月日・性別
在籍学年
障害の種類（程度）

2 保護者 氏名 続柄
住所

様式7（第13条関係）

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長 公印

学齢簿の加除訂正について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第13条の規定に基づき、通知します。

学齢児童生徒氏名 生年月日・性別	加除訂正の理由・内容

様式8（第13条の2関係）

記 号 番 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

市町村教育委員会教育長

区域外就学等の届出について（通知）

次の児童生徒等について、区域外就学等の届出があったので、学校教育法施行令第13条の2の規定に基づき、通知します。

児童生徒氏名	生年月日	性別	区域外就学先 (学校名・学年)	保護者氏名	続柄

記 号 番 号
令和 年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿

市町村立小・中学校長 公印

視覚障害者等になった児童生徒について（通知）

このことについて、本校に在籍する次の児童生徒が、視覚障害者等になったので、学校教育法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき通知します。

- 1 児童生徒 氏名
生年月日・性別
在籍学年

- 2 保護者 氏名 続柄
住所

記 号 番 号
令和 年 月 日

市町村立小・中学校長 殿

市町村教育委員会教育長 公印

小学校又は中学校に引き続き就学させることが適当であると認めた
児童生徒について（通知）

このことについて、学校教育法施行令第 1 2 条第 1 項により通知のあった児童生徒は、貴校に引き続き就学させることが適当であると認めたので、同条第 3 項の規定に基づき通知します。

1 児童生徒 氏名
生年月日・性別
在籍学年

2 保護者 氏名 続柄
住所

記 号 番 号
令和 年 月 日

市町村教育委員会教育長 殿

市町村立小・中学校長 公印

就学することが適当でなくなったと思料する児童生徒について（通知）

このことについて、本校に在籍する次の児童生徒が、障害の状態等の変化により就学させることが適当でなくなったと思料するので、学校教育法施行令第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき通知します。

- 1 児童生徒 氏名
生年月日・性別
在籍学年
- 2 保護者 氏名 続柄
住所
- 3 思料するに至った理由

幼児期と学齢期をつなげる

市町村教育委員会担当者

就学支援シート

年 月 日作成

作成者所属・氏名 () 教育委員会 氏名 ()

お子さんの氏名 ふりがな		性別	生年月日
		男・女	年 月 日生
保護者氏名		郵便番号・住所	
		〒	
電話番号			

診断名・病名（診断機関名等）			
諸検査等の記録（検査の名称、結果、検査機関、検査者、検査日時等）			
手帳の所持	無 ・ 有	手帳の種類	

現在のお子さんの様子（興味があること、不安なこと、配慮していること など）

学校生活への期待や子どもの成長への願い

就学先の学校で必要な配慮や支援の内容	家庭で必要な配慮や支援の内容

保護者との教育相談の状況			
年 月 日	対象者 (保護者等)	対応者 (教育委員会)	相談概要

学校見学・体験学習の状況			
年 月 日	対象学校名	参加者	学校見学・体験学習概要

保護者の意見		特別支援学校への就学を希望		地域の小学校又は中学校への就学を希望
--------	--	---------------	--	--------------------

専門家からの意見聴取の状況		※地区教育支援委員会等における所見も可
障害種	専門家の意見	

福祉部局との連携状況 (3歳児健診、5歳児健診、その他)

以上の内容を、就学先の学校へ引き継ぐことに同意します。

年 月 日 保護者氏名 _____ 印

山梨県相談支援ファイル「サポートノート」

プロフィール

※このシートは保護者が記入します

子 ど も	ふりがな	性 別 男 ・ 女
	氏 名	生年月日 年 月 日生（満 歳）
	在籍する学校及び学年又は幼稚園等	

保 護 者	ふりがな		子どもとの続柄	
	氏 名			
	現住所 （〒 — ）			
	電話番号			
	携帯電話			
	F A X			
	E-mail			
	家 族 構 成	氏 名	子どもとの続柄	年 齢

生 育 歴

※このシートは保護者が記入します

<妊娠中及び出産時の状況について> -----

- ◆ 妊娠中の健康状態 : 異常 (なし ・ あり _____)
- ◆ 妊 娠 期 間 : (_____) 週
- ◆ 出 生 時 体 重 : (_____) g
- ◆ 分娩及び出産時の状況:(正常分娩 ・ その他 _____)
 - : 仮 死 (なし ・ あり)
 - : 保育器に入った (なし ・ あり _____ 日間)
 - : 黄 疸 (ふつう ・ つよい)

<乳幼児期の様子について> -----

- ◆ お子さんの栄養状態 : (母乳 ・ ミルク ・ 混合)
 - : (よく飲んだ ・ ふつう ・ あまり飲まなかった)
- ◆ 普段の様子 : (ふつう・泣いてばかりいる・おとなしく寝てばかりいる)
- ◆ 目で物を追う : _____ か月頃 ◆ あやすと笑う : _____ か月頃
- ◆ 首のすわり : _____ か月頃 ◆ 寝返りをうつ : _____ か月頃
- ◆ ハイハイ : _____ か月頃 ◆ ひとり立ち : _____ か月頃
- ◆ 歩きはじめ : _____ か月頃 ◆ ことばの出はじめ : _____ か月頃
- ◆ 人見知り : (あった _____ か月頃 ・ なかった)

＜幼児健診の様子について＞ -----

◆ 1 歳 6 か月健診での様子

◆ 3 歳児健診での様子

◆ 5 歳児健診での様子

＜幼稚園・保育所等での生活の様子について＞ -----

- 発 育 : (よい ・ ふつう ・ わるい)
- 幼稚園等への通園 : (幼稚園 ・ こども園 ・ 保育所 ・ その他の施設)
(満 _____ 歳 _____ か月頃) から
- 友達との関わり : (よく遊ぶ ・ あまり遊ばない ・ まったく遊ばない)

＜児童期（6 歳～ 1 2 歳）の生活の様子＞ -----

- 発 育 : (よい ・ ふつう ・ わるい)
- 就 学 : (正規 ・ 猶予) 猶予期間 () 年間
理由 ()
- 登 校 : (よろこんで登校する ・ 時々登校をいやがる ・ 登校をいやがるが多い)
- 出席状況 : (ほとんど休まない ・ ふつう ・ よく休む)
- 転 校 : (あり ・ なし)

<今までにかかった大きな病気などについて> -----

主な既往症

- 病 名 : ()
- かかった時期 : (満 _____ 歳 _____ か月頃)
- 病 状 : ()
- 治 療 : ()
- 予 後 : ()
- そ の 他

投薬の状況

疾病名

所持している手帳（等級等）

- 身体障害者手帳 有 ・ 無
 - ・ 障害名 ()
 - 障害の部位 () 等級 (級)
 - 障害の部位 () 等級 (級)
 - 障害の部位 () 等級 (級)
 - 障害の部位 () 等級 (級)
 - ・ 身体障害者等級表による級別 () 級
 - ・ 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第 () 種 身体障害者

- 療育手帳 有 ・ 無 (A1 ・ A-2a ・ A-2b ・ A3 ・ B1 ・ B2)

これまでのあゆみ

※このシートは保護者が記入します

◆お子さんに関わる、これまでの相談の経過などについて記入します。

時 期 (年 齢)	こ れ ま で の よ う な こ と

◆医学的治療及び訓練等

内 容	開始時期	医療機関名	担当医師名
	歳 ヶ月～ 歳 ヶ月		
	歳 ヶ月～ 歳 ヶ月		
	歳 ヶ月～ 歳 ヶ月		
	歳 ヶ月～ 歳 ヶ月		

◆関係機関による教育相談・体験学習等

年 月 日	関係機関名	内 容

(施行令第 11 条・12 条通知関係 参考様式③)

学校教育に関する事項

児童生徒氏名		記入者職氏名	印
在 籍 学 級 該当番号に○印	1 通常の学級 通級による指導の有無 無 ・ 有 (指導開始の時期：) (①言語障害 ②発達障害 ③情緒障害 ④難聴) 2 特別支援学級 (①知的障害 ②肢体不自由 ③病弱虚弱 ④自閉症・情緒 ⑤弱視 ⑥難聴)		
学 習 の 状 況			
生 活 の 状 況			
出席状況	良・普通・不良	(不良の場合の理由等)	
健康に関する状況 (健康上留意すべき事項等)			
諸 検 査 の 状 況	検 査 名 実施年月日 年 月 日 検査結果()		

※1 担任教諭が記入してください。

※2 「学習の状況」欄は評価を含めた学習の状況について、「生活の状況」欄は日常生活の状況について、それぞれ具体的に記入してください。

(施行令第 11 条・12 条通知関係 参考様式④)

幼児の保育・教育の状況

幼 児 氏 名		記入者職氏名	印
---------	--	--------	---

在籍する幼稚園等名	
入 園 年 月 日	
出 席 の 状 況	
保育・教育の状況	【身辺自立への対応】※着替え・食事・排泄等 【他児との関わり】 【活動等への取り組みの状況】 【その他】※園等での生活において、特別な配慮点等があれば記入。
※ 障害児保育等に係る特別な加配等の状況があれば記載ください。	

- ※1 担任教諭・保育士が記入してください。
 ※2 幼稚園等における生活の状況について、具体的に記入してください。
 ※3 本様式は、同様の内容が記録された書類等の添付でも可。

(施行令第 11 条・12 条通知関係 参考様式⑤－ア) 【視覚障害者用】

専門的診断の記録

児童生徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (満 歳)	性別 男・女
	住 所		

診 断 名		
原 因		
発病年月日		年 月 日
視 力	右 眼	()
	左 眼	()
視 野 狭 窄		有 ・ 無 ・ 未検査
眼底の異常		有 ・ 無 ・ 未検査
前 眼 部 の 異 常		有 ・ 無 ・ 未検査
中間透光体 異 常		有 ・ 無 ・ 未検査
そ の 他 の 視機能異常		

(施行令第11条・12条通知関係 参考様式⑤－イ) 【聴覚障害者用】

専門的診断の記録

児童 生徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (満 歳)	性別 男・女
	住 所		

診 断 名																																																																																																																																																	
原 因																																																																																																																																																	
発病年月日		年 月 日																																																																																																																																															
聴 力	測定年月日	年 月 日																																																																																																																																															
	測定者氏名																																																																																																																																																
	測定機器型名																																																																																																																																																
	<table border="1"> <tr> <td>-10</td> <td>125</td> <td>250</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>4000</td> <td>8000</td> <td>-10</td> </tr> <tr><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>0</td></tr> <tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>10</td></tr> <tr><td>20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>20</td></tr> <tr><td>30</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>30</td></tr> <tr><td>40</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>40</td></tr> <tr><td>50</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>50</td></tr> <tr><td>60</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>60</td></tr> <tr><td>70</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>70</td></tr> <tr><td>80</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>80</td></tr> <tr><td>90</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>90</td></tr> <tr><td>100</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>100</td></tr> <tr><td>110</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>110</td></tr> <tr><td>120</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>120</td></tr> <tr><td>130</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>130</td></tr> <tr> <td></td> <td>125</td> <td>250</td> <td>500</td> <td>1000</td> <td>2000</td> <td>4000</td> <td>8000</td> <td></td> </tr> </table> 周波数(Hz) 聴力 右…○ 左…× スピーカ 右 ▲ 左 ▼		-10	125	250	500	1000	2000	4000	8000	-10	0								0	10								10	20								20	30								30	40								40	50								50	60								60	70								70	80								80	90								90	100								100	110								110	120								120	130								130		125	250	500	1000	2000	4000	8000
-10	125	250	500	1000	2000	4000	8000	-10																																																																																																																																									
0								0																																																																																																																																									
10								10																																																																																																																																									
20								20																																																																																																																																									
30								30																																																																																																																																									
40								40																																																																																																																																									
50								50																																																																																																																																									
60								60																																																																																																																																									
70								70																																																																																																																																									
80								80																																																																																																																																									
90								90																																																																																																																																									
100								100																																																																																																																																									
110								110																																																																																																																																									
120								120																																																																																																																																									
130								130																																																																																																																																									
	125	250	500	1000	2000	4000	8000																																																																																																																																										

会 話 声	理解（受聴）	①小声でわかる ②大声でわかる ③大声でもわからない
	表現（発語）	①全く普通 ②大体わかる ③ややわかる ④全くわからない
その他の 検 査		
発症から 現在までの 経過と治療		
診断医の意見と指導事項		
年 月 日 医療機関名 医師氏名 印		

(施行令第 11 条・12 条通知関係 参考様式⑤－ウ) 【肢体不自由者用】

専門的診断の記録

児童生徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (満 歳)	性別 男・女
	住 所		

診 断 名		
原 因		
発病年月日		年 月 日
身体機能	上肢障害度	
	下肢・体幹 障 害 度	
	言語障害度	
	日常生活動作 障 害 度	
随伴障害	視 覚 障 害	
	聴 覚 障 害	

身体機能改善の可能性	2 年 後	
	小学校卒業時	
	中学校卒業時	
将来の職業生活の可能性		
整形外科的処置の必要性		
診断医の意見と指導事項		
年 月 日 医療機関名 医 師 氏 名 印		

(施行令第 11 条・12 条通知関係 参考様式⑤－エ) 【病弱者用】

専門的診断の記録

児 童 生 徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (満 歳)	性別 男・女
	住 所		

診 断 名	
原 因	
発病年月日	年 月 日
家 族 歴	
既 往 歴	
検 査 所 見	

そ の 他 の 所 見	
発 症 か ら 現 在 ま で の 経 過 と 治 療	
診断医の意見と指導事項	
年 月 日 医療機関名 医 師 氏 名 印	

Ⅲ 山梨県教育支援委員会

運営要項関係様式

山梨県教育支援委員会運営要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山梨県教育支援委員会開催要綱に基づき、山梨県教育支援委員会（以下「支援委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

(意見を求める事項及び手続き)

第2条 支援委員会の委員は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案した総合的な判断に関すること。
- (2) 就学及び転学に係る市町村教育委員会等と保護者の意見が一致しない場合の調整に関すること。
- 2 市町村教育委員会は、別紙第1号様式により、管轄する教育事務所を經由し、教育委員会に助言を依頼することができる。
- 3 県立特別支援学校長は、別紙第2号様式により、県教育委員会に助言を依頼することができる。
- 4 教育長は、前2項による依頼の内容について、支援委員会に情報の提供を依頼することができる。
- 5 教育長の依頼を受けた支援委員会は、別紙第3号様式により、県教育委員会に対して必要な情報の提供を行う。

(構成員)

第3条 支援委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

大学教授（教育学）、保育・療育関係者、こころの発達総合支援センター所長、あけぼの医療センター所長、児童相談所長、総合教育センター所長、特別支援学校長

(委員以外の者の出席)

第4条 開催要綱第4条5項に規定する医学、心理学、教育学等の専門的知識を有する者は、次に掲げる者とする。

大学教授(心理学)、整形外科医、小児科医、眼科医、耳鼻咽喉科医、児童精神科医、小児神経科医、歯科医、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、その他会長が必要と認めた者

(調査員)

第5条 教育長は、特に必要があると認める場合は、調査員を依頼することができる。

- 2 調査員は、山梨県教育庁特別支援教育・児童生徒支援課職員、県総合教育センター職員、特別支援学校特別支援教育コーディネーター等の中から依頼する。
- 3 調査員は、支援委員会から依頼があった調査事項に対して、調査及び資料の収集を行い、支援委員会に報告する。

附 則

- この要項は、平成26年9月1日から施行する。
この要項は、平成29年4月1日から施行する。
この要項は、令和2年4月1日から施行する。
この要項は、令和3年4月1日から施行する。
この要項は、令和4年4月1日から施行する。

※この欄は記入しない

No.

就学に関する助言依頼書

(秘)

児童生徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (満 歳) ※年齢は、翌年3月31日現在	性別 男・女
	在籍する学校及び学年又は幼稚園等		
保護者	ふりがな 氏 名	児童生徒との続柄	
	郵便番号 —		
	住 所		
	電話番号 — —		
依頼事項	※該当する項目に○をする(複数選択可)。 ☐ 障害の状態 ☐ 教育上必要な支援の内容 ☐ 地域における教育体制の整備 ☐ 就学及び転学に係る保護者との合意形成に関すること ☐ その他		
	【具体的内容】		
【添付書類】 ・ 施行令第11条・12条通知関係参考様式① ・ 施行令第11条・12条通知関係参考様式② ・ 施行令第11条・12条通知関係参考様式③～⑤のうち必要な書類			
上記のことについて、助言を依頼します。 年 月 日 山梨県教育委員会教育長 殿 市町村教育委員会教育長			

※この欄は記入しない

No.

就学に関する助言依頼書

秘

児童生徒	ふりがな 氏 名	年 月 日生 (満 歳) ※年齢は、翌年3月31日現在	性別 男・女
	在籍する学校及び学年又は幼稚園等		
保護者	ふりがな 氏 名	児童生徒との続柄	
	郵便番号 —		
	住 所		
	電話番号 — —		
依頼事項	※該当する項目に○をする(複数選択可)。 ☐ 障害の状態 ☐ 教育上必要な支援の内容 ☐ 地域における教育体制の整備 ☐ 就学及び転学に係る保護者との合意形成に関する事 ☐ その他		
	【具体的内容】		
【添付書類】 ・ 施行令第11条・12条通知関係参考様式② ・ 第4号様式 ・ 施行令第11条・12条通知関係参考様式③～⑤のうち必要な書類			
上記のことについて、助言を依頼します。 年 月 日 山梨県教育委員会教育長 殿 特別支援学校長			

就学に関する助言票



児 童 生 徒	ふりがな 氏 名	
	年 月 日生 (満 歳)	性別 男 ・ 女
	在籍する学校及び学年又は幼稚園等	
保 護 者	ふりがな 氏 名	
	郵便番号 ー	
	住 所	
	電話番号 ー ー	
	<聴覚に障害のある方> F A X ー ー 又は Mail _____	
作成年月日	年 月 日	
【助言の内容】		
上記のとおり、報告します。 年 月 日 山梨県教育委員会教育長 殿 山梨県教育支援委員会会長		

学習・生活状況等報告書 秘

児童生徒氏名		記入者職氏名	印
在 籍 学 校	山梨県立 学校 学部 () 学年 () 年		
学 習 面 の 状 況			
生 活 面 ・ 行 動 面 の 状 況			
特 記 事 項			
保 護 者 の 考 え			

※ 担任教諭が記入してください。

IV 教育支援アドバイザーに関する様式

別紙 1

インクルーシブ教育推進事業に係るインクルーシブ教育相談支援チーム 「教育支援アドバイザー」派遣について

山梨県総合教育センター

1 概要

幼児児童生徒の就学や転学、学習指導や支援において、課題が解決・改善されない困難な事例について、総合教育センター相談支援センター特別支援教育担当（以下、「センター」という。）及び特別支援教育・児童生徒支援課特別支援教育担当が学校等を訪問し、当該幼児児童生徒（以下、「対象者」という。）を観察し、課題の解決に向けた援助・助言をする。必要に応じて特別支援教育コーディネーター等（「等」は理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、視能訓練士（ORT）、歩行訓練士及び心理士（以下「外部専門家」という。）を帯同させることもある。また、必要がある場合には、保護者との懇談にも同席する。

なお、訪問時間は 9：00～12：00、又は 13：00～16：00 を基本とし、1 回の訪問につき 1 事例を原則とする。

2 対象

就学や転学、学習指導や支援に係る課題を、解決・改善することが難しい困難な事例を対象とする。

3 派遣までの流れ

（1）学校等

- ① 幼稚園等、小・中学校、高等学校等（以下、「対象校」という。）においては、校内委員会で校内支援体制を整えとともに、特別支援学校のセンター的機能を活用して校内支援を行う。
- ② 対象校から要請を受けた特別支援学校は、センター的機能による相談支援を行う。訪問支援においては、必要に応じて「外部専門家」を帯同させることもある。
- ③ 特別支援学校コーディネーターが、対象校の要請内容により「教育支援アドバイザー」による相談支援が必要であると判断した場合は（教育支援アドバイザーの利用については、訪問支援等のセンター的機能発揮を条件としない）、総合教育センターに相談した上で、教育支援アドバイザーの利用について対象校に提案する。
- ④ 対象校では、校内委員会で協議・検討し、「教育支援アドバイザー」の要請の必要がある場合は、対象者の保護者の同意を得た上で、市町村（組合）教育委員会に連絡し、要請について協議する。
- ⑤ 「教育支援アドバイザー」要請のため、派遣日の日程表や対象者に関する個別の資料（別紙 3）を市町村（組合）教育委員会に提出する。

（2）市町村（組合）教育委員会

- ① 市町村（組合）教育委員会の担当者は、学校と連携しながら対象者について詳細に状況を把握する。
- ② 「教育支援アドバイザー」を要請する場合は、センターに電話連絡し、訪問日等を調整する。
- ③ 派遣要請様式（別紙 4 参考様式参照 要公印）に、当該学校から提出を受けた別紙 3 及び当日の日程表を添え、「親展」と朱書きの上、センターあてに郵送又は持参する。
- ④ 教育支援アドバイザー訪問当日は、市町村（組合）教育委員会の担当者も同席する。教育事務所からのケースの場合は教育事務所の担当者も同席する。

教育支援アドバイザー派遣要請先：〒406-0801 山梨県笛吹市御坂町成田 1456
TEL・FAX 055-263-4606(直)
山梨県総合教育センター相談支援センター特別支援教育担当

教育支援アドバイザーの派遣要請について（学校等用）

山梨県総合教育センター

1 確認事項

- ・教育支援アドバイザー派遣要請の前に、各特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域支援相談担当に相談してください。それを受け、就学や転学、学習面生活面に係る困難事例等について、市町村（組合）教育委員会を通して教育支援アドバイザーに訪問支援を要請してください。
- ・訪問は午前（9：00～12：00）、または午後（13：00～16：00）を基本とします。
- ・1回の訪問で1事例を原則とします。

2 派遣要請に伴う準備内容等

教育支援アドバイザーの訪問にあたり、各学校等においては以下の準備をお願いします。

- ① 現在の状況・課題について、校内委員会で協議・確認しておく。
- ② 教育支援アドバイザーから助言を求めることについて、保護者の同意を得ておく。
- ③ 指導経過、現在の課題、保護者の要望、これからの指導方針など、対象となる幼児児童生徒についての個別資料を作成する。なお、資料作成においては、個人が特定できないように名前はイニシャル記載とする。
- ④ 特別支援学級への入級、特別支援学校への入学・転学の検討も含む場合は、各市町村（組合）教育委員会の就学担当者にも必ず同席していただくよう依頼しておく。
- ⑤ 次の例を参考に、当日の日程表を作成しておく。

日程表（学校への訪問例）

9：00～ 9：20	校長への挨拶、日程確認（当該校コーディネーター同席）
9：30～10：30	授業等の見学
10：40～11：00	学校との相談 管理職、コーディネーター、学級担任、教育委員会担当者等から経過、課題、今後の対応等についての説明を受け、保護者との懇談の内容を確認する。
11：10～11：40	保護者を交えての懇談 [参加者] 管理職、当該校コーディネーター、学級担任、保護者、市町村（組合）教育委員会、教育支援アドバイザー [進 行]（学校） ○現在の支援状況について説明（担任、又はコーディネーター） ○学校の今後の支援方針の説明 ○保護者からの要望・意見 ○教育支援アドバイザーからの助言
11：45～12：00	今後の対応についての確認 保護者帰宅後、必要に応じて今後の対応について確認する。

別紙3

個 別 資 料

記入者職・氏名 (.)

氏名	イニシャル	園・学校名		年 組	男・女
家庭状況 (構成・家での様子)					
相談したいこと	主に相談したいこと 学習／行動面／対人関係／発音／動き（粗大・微細）／その他				
経 過	他機関での療育歴 無／有 → 療育機関名 年齢 才～ 才				
	<u>生育歴上特記すべきこと</u> （例／歩き始めが遅かった・中耳炎を繰り返していた等）				
	主たる診断名 診断機関				
	発達検査データ 無／有 年齢 検査機関				
	検査名 数値				
	通級指導教室を利用している場合 年 月から 指導頻度：週あたり 時間				
<u>指導経過と問題点</u> （幼児児童生徒の様子，園・学校で支援していること，ケース会議等で話し合われたことなど）					

別紙4 (市町村教育委員会からの教育支援アドバイザー派遣要請 参考様式)

山梨県総合教育センター所長 殿

発 第 号
令和 年 月 日

教育委員会教育長 印

教育支援アドバイザーの派遣について(依頼)

このことについて、次により(職・氏名)の派遣をお願いいたします。

1 要請内容

- (1) 日時 令和 年 月 日() : ~ :
- (2) 場所 派遣先名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
- (3) 主訴(主に相談したいこと)

< ※ 以下について、該当項を「■」にすること。 >

- (4) 内容 ☐ 幼児児童生徒の観察・助言
☐ ケース会議における助言
☐ 幼児児童生徒に係る指導・支援
☐ 保護者との教育相談
☐ 関係機関における支援会議等への出席
☐ その他()
- (5) 添付書類等 ☐あり ☐なし
※ 添付書類名 _____
- (6) 保護者の承諾の有無 ☐あり ☐なし

2 連絡事項等

3 依頼担当者(特別支援教育コーディネーター等)

職・氏名 _____
連絡先 ①TEL _____ ②FAX _____
③Mail _____

V 特別支援学級編制及び
通級指導教室の設置に関する様式

特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関する提出書類について

山梨県教育委員会

特別支援教育・児童生徒支援課

1 障害のある児童生徒等の「学びの場」の決定について

平成24年7月「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に基づき、インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。また、障害者基本法第16条「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」に基づき、障害のある子供が通常の学級で学ぶことができるよう、可能な限り配慮していくことを基本として、適切に「学びの場」の検討を行うことが重要である。これらのことから、障害があるからといって、通級による指導の利用、特別支援学級入級の検討につなげるのではなく、まずは個々に必要な支援を通常の学級で行うことが重要である。

（１）通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき、通級による指導を行う場合の障害の種類及び程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）に示されている。対象となる児童生徒等のうち、その者の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこととされている。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒等に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒等について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮することが必要である。

（２）小学校、中学校の特別支援学級への就学

特別支援学級を置くことができる障害の種類については、学校教育法第81条第2項に示されている。また、対象となる障害の程度については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25年10月4日付け25文科初第756号）に示されている障害の程度の児童生徒等のうち、その者の障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこととされている。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒等に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要である。

（３）小学校、中学校での「学びの場」の変更

就学時に、小学校段階 6 年間、中学校段階 3 年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではない。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階 6 年間、中学校段階 3 年間の学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要である。

そのためには、子供一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更ができることを、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要である。その上で、市町村（組合）教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認し、必要に応じて教育支援委員会等の助言を得つつ、学びの場の柔軟な見直しに努めていく必要がある。

なお、本人及び保護者と市町村（組合）教育委員会や学校等で学びの場の変更について合意形成が図られた後、最終的には市町村（組合）教育委員会が、子供の学びの場の変更を決定するものである。

学びの場の見直しについては、関係者による会議などにおいて、子供の状況を適切に評価しながら、子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討した上で判断するものであり、最初に学びの場の変更について定めた上で決定するものではない。

根拠・参考資料

- ・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）
- ・「障害のある子供の教育支援の手引」（令和 3 年 6 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）
- ・「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和 4 年 4 月 27 日付け 4 文科初第 375 号）
- ・「障害のある子どもの就学支援ハンドブック」（山梨県教育委員会）
- ・「特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導の対象となる障害の種類及び程度」（山梨県教育委員会）

2 書類を提出する際の留意点

- ・別紙一覧表のとおり提出する。
- ・市町村（組合）教育委員会から県教育委員会への提出書類については、「市町村（組合）教育委員会意見書【様式1（参考）】」以外は写しを提出する。
- ・市町村（組合）教育委員会は、対象児童生徒の就学先となる学校関係者と十分に連携し、作成する。
- ・受け入れる学校関係者は、対象児童生徒等が在籍している幼稚園等及び小・中学校等を訪問しての授業等の観察、保護者との教育相談等、障害の状況を十分に把握した上で書類の作成を行う。
- ・障害の状況を把握する際には、文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にする。
- ・書類の作成者は、指定がある場合以外は次年度在籍校教職員とする。

3 特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関する提出書類

（1）市町村（組合）教育委員会意見書【様式1（参考）】

- ・管下の小・中学校における特別支援学級編制の状況、必要性等について、全体を網羅し記述する。
- ・特別支援学級を新設・閉級する場合には、その理由を簡潔に記述する。
- ・通級指導教室設置に関して、簡潔に記述する。

（2）学校長意見書【様式2（参考）】

- ・特別支援学級編制の状況、必要性等について、全体を網羅し記述する。
- ・通級指導教室が設置済みまたは新設の場合は、利用の状況、必要性等について、記述する。

（3）公立小学校・中学校特別支援学級編制計画書【様式3～5】

- ・市町村（組合）教育委員会は、管下の小・中学校における特別支援学級の編制について、全体を網羅し、必要事項を記述する。
- ・卒業、転出等により在籍児童生徒がいなくなる場合は、一旦は閉級扱いとし、新たに入級する児童生徒がいる場合は新設扱いとする。
- ・「新入級の有無」欄の記入については、新入級児童生徒がいる場合に「有」とする。小学校で特別支援学級に在籍していて、中学校でも引き続き同じ障害種で特別支援学級に在籍する場合は、新入級とはしない。
- ・「新設する特別支援学級一覧【様式4】」「閉級する特別支援学級一覧【様式5】」も併せて作成し、提出する。
- ・桃色セルには、作成日を記載する。
- ・通級指導教室については、記載しないこと。
- ・12月上旬までに11月末時点の計画書を特別支援教育・児童生徒支援課特別支援教育担当あてに電子データで提出をする（提出日の詳細については、年度毎に通知する）。
- ・提出後に変更がある場合は、その都度提出する。

4 特別支援学級編制に関する提出書類

（1）【様式6】特別支援学級編制に関する在籍児童生徒一覧

- ・記載者は、児童生徒が在籍を予定している当該校の職員とする。
- ・【令和 年度】内に年度を記入する。

- ・特別支援学級毎に作成し、障害種は、水色セルのプルダウンリストから選択する。
- ・在籍児童生徒数が8人以上で複数の学級を編制する場合は、学級毎に作成する。
- ・「継続・新入級」の欄は、プルダウンリストから選択する。(次年度中学校1年生で、現在と同じ障害種で入級する場合は「継続」とする。障害種を変更する場合は、「新入級」とする。)
- ・児童生徒名については下学年から順に記載する。
- ・学年は、翌年度4月1日現在の学年とする。
- ・「個別の教育支援計画」作成状況の欄には、作成済の場合に「作成済み」を、小学校1年及び中学校1年で保護者の同意済みの場合に「同意済み(小1・中1)」、保護者の同意が得られない場合に「同意なし」を記入する。現在作成されていても、新入学の場合には改めて同意を得ることが必要となるため、小学校1年及び中学校1年は「同意済み(小1・中1)」となる。なお、入級を検討する前に、「個別の教育支援計画」を作成し、合理的配慮の提供及び支援をすること。
- ・特別支援学級で行う授業については、欄の上段に記入し、それぞれの教科等名の後に週あたりの授業時数を()内に記入する。
- ・特別支援学級担任が付き添って通常の学級との交流及び共同学習を行う場合は、欄の下段に記入し、それぞれの教科等名の後に週あたりの授業時数を()内に記入する。特別支援学級担任が付き添わない授業については、記入しないこと。

(2)【様式7】特別支援学級編制に関する児童生徒個別調査票

- ・【令和 年度】内に年度を記入する。
- ・「障害種」は、プルダウンリストから選択する。
- ・「継続・新入級」は、プルダウンリストから選択する。(【様式6】と一致させること)
- ・番号は【様式6】の番号と一致させること。
- ・A4版一枚にまとめること。
- ・記載者は、児童生徒が在籍を予定している当該校の職員とする。
- ・「前籍校」の欄には、出身小学校、転校前の在籍校等を記入する。小学校においては空欄の場合もある。
- ・「障害の状況」の欄には、障害種、病名、重複等の状況を記入する。診断書等がある場合は診断名を記載し、診断書等がない場合には障害種を記載する。
- ・「所持する手帳の名称及び等級及び次の判定年月等」の欄には、「療育手帳」「身体障害者手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を所持している場合に手帳の名称と等級、次の判定年月等を記入する。
- ・出欠席の状況は、当該年度の4月～10月末までの状況を記入する。
- ・「個別の知能検査の記録」の欄には、最新の検査結果を記載する。以前の検査結果等については、「個別の教育支援計画」に記載しておく。「個別の教育支援計画」が作成されていない児童生徒については、以前の記録を「その他の検査」の欄に記載しておく。
- ・「その他の検査」欄には、集団知能検査、他の個別検査を実施している場合その結果、以前受けた個別検査の結果等を記入する。
- ・「入級した学年」欄には、初めて特別支援学級に在籍をした学校種、学年を記入する。障害種変更した場合は、障害種変更で入級した学校種、学年を記入し、「その他の記録」欄に以前の障害種、入級期間を記入する。
- ・「入級までの経緯」欄には、新たに入級を希望する児童生徒について、入級(入学)前に受けていた支援や指導の内容、経過を記入する。継続入級の際にも、空欄にせず入級時の記録を残しておく。(ただし、入級時の記録が残っていない児童生徒についてはこの限りではない。)

- ・「活動や学習の様子」欄には、入級する障害種の特別支援学級の障害の程度に該当する状況について、身辺処理、行動面、学習面における障害による困難さの様子を記入する。
- ・「自立活動・所見・本人及び保護者の意向」欄には、対象児童生徒が特別支援学級に在籍することの理由として、指導が必要となる自立活動の区分、必要となる指導・支援、本人及び保護者の意向を具体的に記入する。

（３）障害の状況等を示す書類（【様式８】【様式９（参考）】等）

①知的障害者 及び 知的障害を伴う障害がある場合

- ・次のいずれかを提出する。
 - ア）市町村（組合）教育委員会が認める検査結果を基に作成する「個別検査結果等に基づく所見【様式８】」の写し
 - イ）県総合教育センターが発行する「教育相談における所見」の写し
 - ウ）児童相談所が発行する「意見書」の写し（児童相談所による継続指導を受けている場合のみ。）
 - エ）療育手帳所有者はその写し

②肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者の場合

- ・医師の診断書（障害の程度や状況が分かるもの）の写しを提出する。

③自閉症又はそれに類するものの場合

- ・次の、ア）、イ）を提出する。
 - ア）市町村（組合）教育委員会が認める検査結果を基に作成する「個別検査結果等に基づく所見【様式８】」の写し
 - イ）医師の診断書又は意見書の写し

④情緒障害者の場合【様式９（参考）】

- ・情緒障害の状況及びこれまでの経過等、障害の状況が分かるものを添付する。次の４点を必ず記載する。
 - ア）情緒障害の状態
 - イ）これまで行ってきた特別な指導内容
 - ウ）これまで行ってきた合理的配慮
 - エ）保護者、学校及び市町村（組合）教育委員会との相談の状況、校内委員会での検討事項等
- ・文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」第３編２６６～２８４ページを熟読の上作成すること。
- ・医師の診断書等は必要ない（あれば写しを添付する）が、児童生徒の状況により市町村（組合）教育委員会が認める検査結果を基に作成する「個別検査結果等に基づく所見【様式８】」の写しを求める場合がある。

（４）理由書【様式１０（参考）】

- ・通常の学級から特別支援学級へ入級する場合（中学校から特別支援学級に在籍する場合も含む。）又は特別支援学級から退級する場合については、その必要性及び指導や保護者との対応の経過等について記述し提出する。
- ・入級の場合は、小学校就学前の状況、就学時の状況、保護者との対応の経過を含め、なぜ通

常の学級から特別支援学級に入級することになったのか、その経緯が明確になるように記述する。

- ・退級の場合は、退級後の対応についても記述する。
- ・様式を参考の上、入級か退級か分かるように体裁を整えること。

(5) 【様式 1 1】 特別支援学級在籍（予定）児童生徒の登校に関する状況報告書

- ・特別支援学級に既に在籍している児童生徒又は特別支援学級への在籍を予定している児童生徒で、当該年度の4月から10月末までに15日以上欠席がある児童生徒に関して作成をする。
- ・欠席の理由、学校での取組（学校での指導、保護者や関係機関との連携の状況等）について、簡潔に記述する。

5 通級指導教室設置に関する提出書類

(1) 【様式 1 2】 通級による指導対象児童生徒一覧

- ・通級指導教室設置校毎に作成する。
- ・【令和 年度】内に年度を記入する。
- ・「学年」は、翌年度4月1日現在の学年とする。
- ・「対象障害種」、「新規・継続」、「利用形態」の欄は、プルダウンリストから選択する
- ・「週当たり指導時数」の欄は、指導時数（1単位時間に換算した指導時数）を記入する。
- ・「個別の教育支援計画」作成状況の欄には、作成済の場合に「作成済み」を、保護者の同意済みの場合に「同意済み」、保護者の同意が得られない場合に「同意なし」を記入する。現在作成されていても、新入学の場合には改めて同意を得ることが必要となるため、「同意済み」となる。なお、通級による指導の利用を検討する前に、「個別の教育支援計画」を作成し、合理的配慮の提供及び支援をすること。（通級による指導においては在籍校で「個別の教育支援計画」を作成する。）
- ・「通級による指導の対象となる障害の程度・状況等」の記入に当たっては、障害名が確定している場合は、その名称を記入し、確定していない場合には、程度や状況を簡潔に記入する。記入に当たっては、文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」を参考にすること。
- ・ヒアリング時まで特別支援教育・児童生徒支援課特別支援教育担当あてに電子データでも提出をする（提出日の詳細については、年度毎に通知する）。

(2) 通級指導教室運営状況報告書【様式 1 3（参考）】

- ・今年度の教室の運営状況について、次に示す内容が記載された資料を添付する。
 - ア) 通級による指導利用人数（4月～11月）
 - イ) 利用待機人数（11月時点）
 - ウ) 教育相談件数
 - エ) 幼児への対応状況（対応している場合のみ）
 - オ) 担当教員の持ち時間数

6 個別検査等の実施について

山梨県においては特別支援学級入級検討時に、「障害のある子供の教育支援の手引」に記載されている以下の検査を、市町村（組合）教育委員会が実施または依頼する。

(1) 知的障害が疑われる場合

知能発達検査と適応機能検査を実施する。

○知能発達検査（いずれか1つ）

WISC、田中ビネー

○適応機能検査（どちらか1つ）

新版 S-M 式社会能力検査、ASA 旭出式社会適応スキル検査

（2）「療育手帳」を所持している場合

次の適応機能検査のどちらかを実施する。

新版 S-M 式社会能力検査、ASA 旭出式社会適応スキル検査

（3）自閉症またはそれに類するものの場合

以下の知能発達検査のいずれかを実施し、実態把握を行う。

WISC、田中ビネー

また、知的障害が疑われた場合は、次の適応機能検査のどちらかを実施する。

新版 S-M 式社会能力検査、ASA 旭出式社会適応スキル検査

上記以外の検査で児童生徒の状況を把握するときには、県教育委員会に、事前に相談すること。

特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関する提出書類一覧表（地教委⇒県教委）

※「市町村（組合）教育委員会意見書」は原本を提出、その他は写しを提出

1 特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関する提出書類

提出書類	様式	特別支援学級			通級指導教室	
		継続	新設	閉級	継続	新設
市町村（組合）教育委員会意見書（原本）	様式 1（参考）	全体を網羅し作成				
学校長意見書	様式 2（参考）	全体を網羅し作成				
公立小学校・中学校特別支援学級編制計画書	様式 3～5	市町村（組合）教育委員会ごとに作成				

2 特別支援学級編制に関する提出書類一覧表

対象児童生徒 提出書類	様式	新就学児童	在籍児童生徒 継続在籍 ※ 1	新入級児童生徒 通常⇒特学 ※ 2	障害種変更 特学⇒特学 ※ 3	退級児童生徒	
特別支援学級編制に関する在籍児童生徒一覧 特別支援学級編制に関する児童生徒個別調査票 障害の状況等を示す書類 学校長理由書	様式 6	○	○	○	○		
	様式 7						
	※ 4 様式 10（参考）	○		○	○	○	
登校に関する状況報告書	様式 11		※ 4 月～10 月末までに15 日以上欠席して いる児童生徒について提出				

※ 1・・・小学校で特別支援学級に在籍していて、中学校でも引き続き同じ障害種で特別支援学級に在籍する場合も含む
※ 2・・・小学校で通常の学級に在籍していて、中学校から特別支援学級に入級する場合も含む
※ 3・・・小学校で特別支援学級に在籍していて、中学校では障害種を変更して特別支援学級に在籍する場合も含む

※ 4 障害の状況等を示す書類の提出

障害の状況	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	自閉症又は それに類するもの ※ 6	情緒障害	知的障害を伴う場合
個別検査結果等に基づく所見	○ いずれか 1 通提出					○ ア)		○ いずれか 1 通提出
県総合教育センターが発行する「教育相談における所見」								
療育手帳								
児童相談所が発行する「意見書」 ※ 5								
医師の診断書（障害の程度や状況が分かるもの）		○	○	○	○	イ)	あれば提出	
医師の意見書（障害の程度や状況が分かるもの）								
情緒障害の状況及びこれまでの経過等、障害の状況がわかるもの	様式 9（参考）						○	

※ 5・・・児童相談所による継続指導を受けている場合のみ
※ 6・・・ア）とイ）を提出する

3 通級指導教室設置に関する提出書類一覧表

通級による指導対象児童生徒一覧	様式 12	○
教室の運営状況がわかる資料	様式 13（参考）	○

【様式 1（参考）】：市町村（組合）教育委員会意見書

第 号
令和 年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

令和 年度 特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関わる意見書

（市町村（組合）名）教育委員会
教育長

- 1 各学校の特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関する意見
- 2 特別支援学級及び通級指導教室の適切な運営及び担当教員の専門性の向上を図るための取組

（以下、必要に応じて記載）

- 3 特別支援学級を閉級するに当たって（特別支援学級を退級する児童生徒に関する）意見
- 4 その他
（※特記すべき事項あれば記入）

【様式2（参考）】：学校長意見書

第 号
令和 年 月 日

（市町村（組合）名）教育委員会教育長 殿

（市町村（組合）名）立（学校名）学校
校長（校長名）

令和 年度 特別支援学級編制及び通級指導教室設置に関わる意見書

1 特別支援学級設置及び通級指導教室設置の必要性に関する意見

（※学級（教室）種別毎に記載）

（1）○○○○特別支援学級

（2）△△△△特別支援学級

（3）□□□□通級指導教室

2 特別支援学級及び通級指導教室の適切な運営に関する取組

（1）児童生徒の障害の状況に応じた適切な教育課程の編成に関する取組

（2）学校経営全体に位置づけた運営を図るための取組

（以下、必要に応じて記載）

3 特別支援学級を閉級するに当たっての意見

4 その他

（※特記すべき事項あれば記入）

※ 欄が足りない場合は、未入力のセル行をコピーし、【コピーしたセルの挿入】から追加すること

市町村(組合)名	
担当者名	
電話番号	

番号	学 校 名	学級等名(障害種別)	在籍予定人数										新設 継続	新入級 の有無
			小学校						中学校			合計		
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年			
1												0		
2												0		
3												0		
4												0		
5												0		
6												0		
7												0		
8												0		
9												0		
10												0		
11												0		
12												0		
13												0		
14												0		
15												0		
16												0		
17												0		
18												0		
19												0		
20												0		
21												0		
22												0		
23												0		
24												0		
25												0		
26												0		
27												0		
28												0		
29												0		
30												0		
31												0		
32												0		
33												0		
34												0		
35												0		
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

市町村(組合)名	
担当者名	
電話番号	

番号	学 校 名	学級等名(障害種別)	在籍予定人数										合計
			小学校						中学校				
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年		
1												0	
2												0	
3												0	
4												0	
5												0	
6												0	
7												0	
8												0	
9												0	
10												0	
11												0	
12												0	
13												0	
14												0	
15												0	
16												0	
17												0	
18												0	
19												0	
20												0	
合 計												0	

市町村(組合)名	
担当者名	
電話番号	

番号	学 校 名	学級等名(障害種別)	閉級する理由
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
閉級する学級数の合計			0 学級

【様式6】 【令和 年度】
特別支援学級編制に関する在籍児童生徒一覧

特別支援学級編制に関する在籍児童生徒一覧							障害種	立 学校		備考
							学校名			
番号	継続 新入級	学年	ふりがな 氏 名	「個別の 教育支援計画」 作成状況	児童生徒の週 当たりの総授 業時数	左のうち特別支援学級で行う授業の教科等名 (それぞれの年間時数) 左のうち交流学級で行い、特別支援学級担任が付き添う授業の教 科等名 (それぞれの年間時数)	合計 授業時数 合計	授業時数		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

※ 記載に当たっては、「特別支援学級編制等に関する提出書類について」を参照のこと。
 ※ 「週当たりの授業時数」については、小学校では45分を1、中学校では50分を1として記入すること。

【様式 7】

特別支援学級編制に関する児童生徒個別調査票

【令和 年度】

障 害 種		継 ／ 新		番 号
-------------	--	-------------	--	--------

学 校 名			記載者氏名	職 氏名	
児 童 生 徒 名			生年月日	平成 年 月 日	学 年 年
前籍校			出席の状況 (4月～10月)	出席すべき日数 () 日 欠席日数 () 日	
診断名または 障 害 の 状 況			所持する手帳の種類・等級 及び次の判定年月等		
個別の知能検査 の記録 (最新の記録)	検査機関 () 検査名 () () ()	検査者名 () () () ()	検査年月日 () () () ()	年 月 日	() () () ()
S-M社会生活検査 又は ASA旭出式社会適応スキル検査	検査機関 () 検査名 () () ()	検査者名 () () () ()	検査年月日 () () () ()	年 月 日	() () () ()
(その他の検査)	検査名 ()		結果 ()		
入級した学年	学 年	年	その他の記録		
入級までの経緯					
活動や学習の様子 (入級する障 害種の「特別支 援学級の障害の 程度」に該当す る状況)					
自立活動 所見 本人及び保護者の意向					

※ 記載に当たっては、「障害のある子どもの就学支援ハンドブック 事務手続編」の「特別支援学級編制等に関する提出書類について」を参照のこと。

※ A 4 版 1 枚にまとめること。

【様式 8】

公立小学校・中学校特別支援学級編制に関する資料

個別検査結果等に基づく所見

【令和 年度】

1	対象児童生徒	氏名											
2	在籍校・学年		立		学校		年						
3	心理検査結果												
	実施年月日		年		月		日						
	検査機関（場所）												
	検査者	職					氏名						
	検査名												
	検査結果												
4	社会生活能力（スキル）検査結果												
	実施年月日		年		月		日						
	検査機関（場所）												
	検査者	職					氏名						
	検査名												
	検査結果												
5	市町村（組合）教育委員会所見												
	作成者	職					氏名					印	

【様式 9（参考）】：情緒障害の状況を示す書類

令和 年度 情緒障害の状況

（市町村（組合）名）立（学校名）学校

校長 （ 氏 名 ）

1 対象となる児童生徒名・学年

（1）児童生徒名

（2）学年

2 情緒障害の状況及びこれまでの経過等、障害の状況

ア）情緒障害の状態

イ）これまで行ってきた特別な指導内容

ウ）これまで行ってきた合理的配慮

エ）保護者、学校及び市町村（組合）教育委員会との相談の状況、校内委員会での検討事項等

※文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」第3編266～284ページを熟読の上作成する。

3 その他

（※特記すべき事項あれば記入）

【様式 10（参考）】：入級及び退級に関する理由書

令和 年度 特別支援学級編制に関わる児童生徒の入級（退級）に関する理由書

（市町村（組合）名）立（学校名）学校
校長 （ 氏 名 ）

1 対象となる児童生徒名・学年等

- （１）児童生徒名
- （２）学年
- （３）主となる障害名（診断名又は障害の状況）

2 児童生徒の入級（退級）の必要性及び経過

- （１）入級（退級）に至る経過

※障害による困難さの状況、これまでの支援の状況、現在の学級での様子等、入級の必要性を判断するに至った状況を、明確に記述する。

※入級の場合は、小学校就学前の状況、就学時の状況、保護者との対応の経過を含め、なぜ通常の学級から特別支援学級に入級することになったのか、その経緯が明確になるように記述する。

※入級する特別支援学級の障害種に関する、学習上や生活場の困難さについて記載する。

- （２）入級（退級）の必要性について

※入級する児童生徒に必要な指導・支援及び教育課程の内容等について記述する。

※退級する児童生徒に対する退級後の対応について記述する。

3 その他

（※特記すべき事項あれば記入）

【様式 1 1】

令和 年度 特別支援学級編制に係るヒアリング資料
 特別支援学級在籍（予定）児童生徒の登校に関する状況報告書
 （※ 4 月～ 1 0 月末までに 1 5 日以上欠席がある児童生徒に関して作成）

学校名 立 学校
 記入者

児童生徒名

出席すべき日数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	合計
欠席日数								
欠席の理由								
学校での取組								
特記事項								

【様式12】

【令和 年度】 通級による指導対象児童生徒一覧

※ 本様式は、通級指導教室設置校が作成すること。

※ 指導時数は小学校は45分、中学校は50分を1単位時間とする。（例：60分の指導は、小学校は1.3、中学校は1.2単位時間）

※ 記載に当たっては、「特別支援学級編制等に関する提出書類について」を参照のこと。

【 令和 年度 】 通級による指導対象児童生徒一覧										
学校名			立 学校							
※ 本様式は、通級指導教室設置校が作成すること。										
※ 指導時数は小学校は45分、中学校は50分を1単位時間とする。（例：60分の指導は、小学校は1.3、中学校は1.2単位時間）										
※ 記載に当たっては、「特別支援学級編制等に関する提出書類について」を参照のこと。										
番号	学校名	学 年	対象障害種	週当たり 指導時数	「個別の教育 支援計画」 作成状況	利用 形態	新 規 継 続	氏 名	ふりがな	通級による指導の対象となる障害の程度・状況等
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										

【様式13（参考）】

令和 年度 通級指導教室運営状況報告書

【学校名 〃】

1 通級による指導利用人数（4～11月） ※終了者を含む

小学生	人
中学生	人

2 利用待機人数（11月時点）

小学生	人
中学生	人

3 教育相談件数

	相談者	件数
小学生	保護者	件
	教員	件
	その他	件
中学生	保護者	件
	教員	件
	その他	件

4 幼児への対応（対応している教室のみ記入）

教育相談件数	件
指導実施人数	人
指導待機人数	人

5 担当教員の持ち時間数（時間割表の別添可）

Ⅵ 難聴の児童生徒に対する 通級による指導実施要項関係様式

小中学校、義務教育学校に在籍する難聴の児童生徒に対する 県立ろう学校における通級による指導 実施要項

山梨県教育委員会

1 目的

この要項は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、小学校、中学校、義務教育学校の通常の学級に在籍する難聴の児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するための特別な指導を行うため、県立ろう学校（以下「ろう学校」という。）が実施する通級による指導について定めることを目的とする。

2 対象児童生徒

ろう学校における通級による指導（以下「通級による指導」という）を受けることができる児童生徒は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 山梨県内の小中学校、義務教育学校に在籍する児童生徒
- (2) 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒

3 指導内容

- (1) 障害による学習上または生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校の「自立活動」に相当）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う。

4 指導形態

- (1) 通級による指導は、原則としてろう学校において行う。
- (2) ろう学校において、通級による指導を実施することが困難な場合は、次のとおりとする。
 - ① 市町村（組合）教育委員会は、ろう学校と相談の上、当該児童生徒の在籍する小中学校、義務教育学校（以下「在籍校」という。）の区域又は最寄りの言語障害を対象とする通級指導教室等を拠点校（以下「拠点校」という。）に指定して、ろう学校の教員が訪問して通級による指導を行う。
 - ② 拠点校への通級が困難な児童生徒に対して、在籍校にろう学校の教員が巡回して指導を行う。

5 留意事項

- (1) 通級による指導は、原則として授業時間内に実施する。
- (2) 在籍校は、ろう学校の通級による指導担当者と十分に連携を図り、通級による指導の成果が通常の学級での指導に活用されるよう留意する。
- (3) 在籍校は、通級による指導を受ける児童生徒の個々の実態を的確に把握し、個別的教育支援計画や個別の指導計画を効果的に活用する。

6 指導時数

通級による指導の時数は、年間35単位時間から280単位時間（週1～8単位時間）を標準とする。

7 教育課程の編成及び指導要録の記載

在籍校の校長は、ろう学校と連携し、当該児童生徒の教育課程（参考様式参照）を編成する。公立の在籍校の校長は、編成した教育課程を市町村（組合）教育委員会教育長に提出する。

指導要録の記載に当たっては、指導に関する記録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指

導を受けた学校名（山梨県立ろう学校）、授業時数、指導期間、指導内容や結果等を、ろう学校から送付する指導記録に基づき記載する。

8 事務手続

事前の教育相談・協議

在籍校、保護者及びろう学校は、通級による指導の必要性について、事前に教育相談・協議を行う。

指導の開始（資料1参照）

- (1) 公立の在籍校の校長は、児童生徒に、通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村（組合）教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式1）
- (2) 市町村（組合）教育委員会、又は国・私立の在籍校の校長は、児童生徒が通級による指導を受けることが適当と認めるときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式2）
- (3) 県教育委員会は、ろう学校と協議した上で、前項(2)の通知を受けた児童生徒について、市町村（組合）教育委員会、又は国・私立の在籍校の校長あて、指導開始月等を通知する。また、新規に通級による指導を開始する児童生徒の氏名及び在籍校、指導開始月等をろう学校長あて通知する。（様式3-1）（様式3-2）
- (4) 市町村（組合）教育委員会は、前項(3)の通知を受けて、指導開始月等を在籍校の校長あて通知する。（様式3-3）
- (5) 市町村（組合）教育委員会、又は国・私立の在籍校の校長は、新規に通級による指導を開始する児童生徒の保護者に対し、指導の開始について通知する。（様式4）
- (6) ろう学校長は、在籍校の校長及び県教育委員会に指導の計画書を提出する。（様式5）
- (7) 公立の在籍校の校長は、教育課程を市町村（組合）教育委員会に提出する。（参考様式）
- (8) 市町村（組合）教育委員会は、(7)の写しを県教育委員会に提出する。（参考様式）

指導の終了（資料2参照）

- (9) 公立の在籍校の校長は、保護者及びろう学校と協議し、当該児童生徒が、通級による指導を終了することが適当と認めるときは、市町村（組合）教育委員会に、その旨を通知する。（様式6-1）
- (10) 市町村（組合）教育委員会は、当該児童生徒について、通級による指導を終了することが適当と認めるときは、県教育委員会、当該児童生徒の在籍校の校長、保護者にその旨を通知する。国・私立の在籍校の校長は、保護者及びろう学校と協議し、当該児童生徒が、通級による指導を終了することが適当と認めるときは、県教育委員会、当該児童生徒の保護者にその旨を通知する。（様式6-2）（様式6-3）
- (11) 県教育委員会は、通級による指導を終了する児童生徒の氏名及び在籍校をろう学校長あて通知する。（様式6-4）

9 その他

- (1) ろう学校及び拠点校への送迎は、保護者が行うものとする。また、通級による指導に要する交通費は、就学奨励費の規定に基づき支弁される。
- (2) 通級による指導中及びその途上の児童生徒の事故については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象となる。手続きについては、当該保護者が在籍校の校長を通じて行う。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

平成23年4月1日 2項・3項・7項を一部改訂

平成24年4月1日 2項・3項を一部改訂

平成28年3月24日 2項・3項・5項を一部改訂

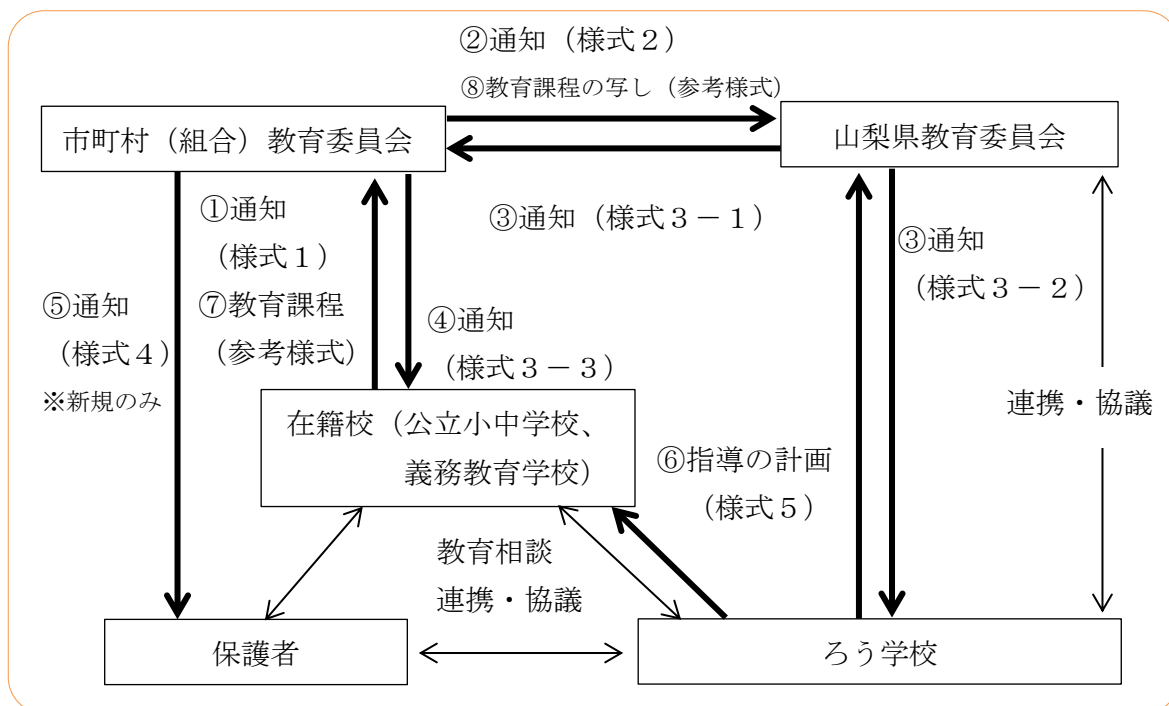
平成30年4月1日 改訂

令和 5年4月1日 3項を一部改訂

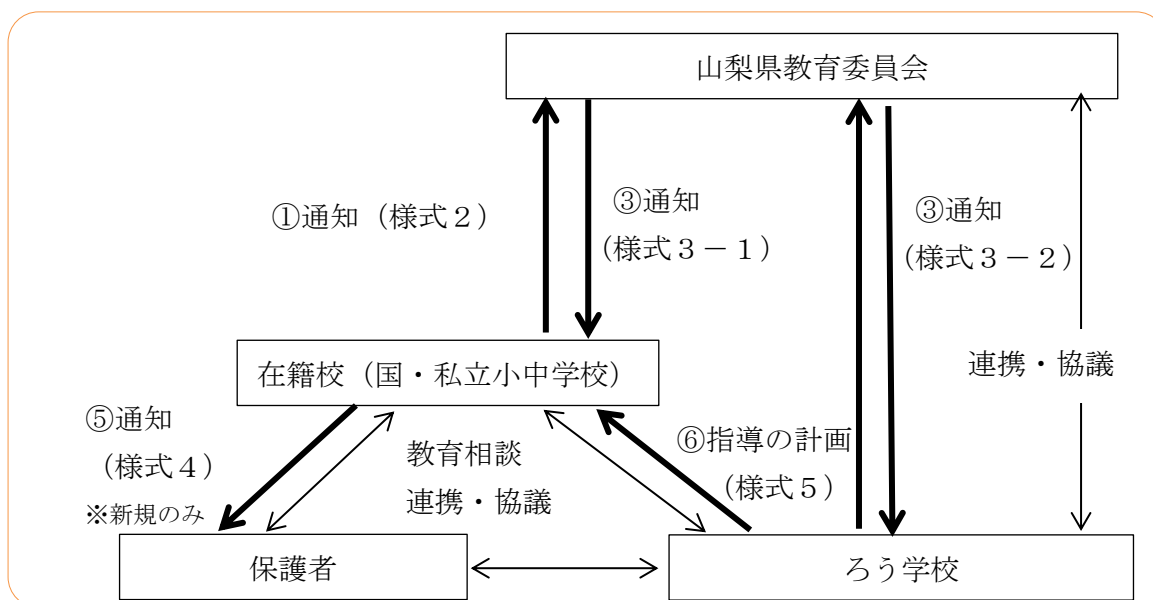
令和 8年4月1日 改訂

【資料 1】指導の開始手続き

公立小中学校、義務教育学校

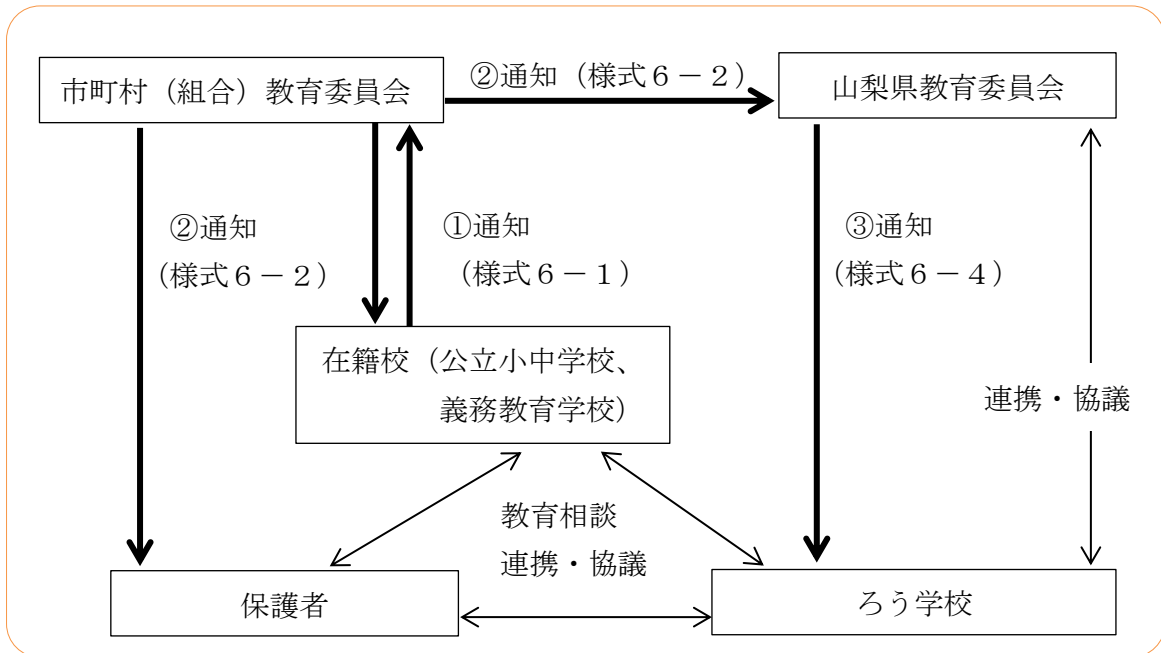


国立・私立小中学校

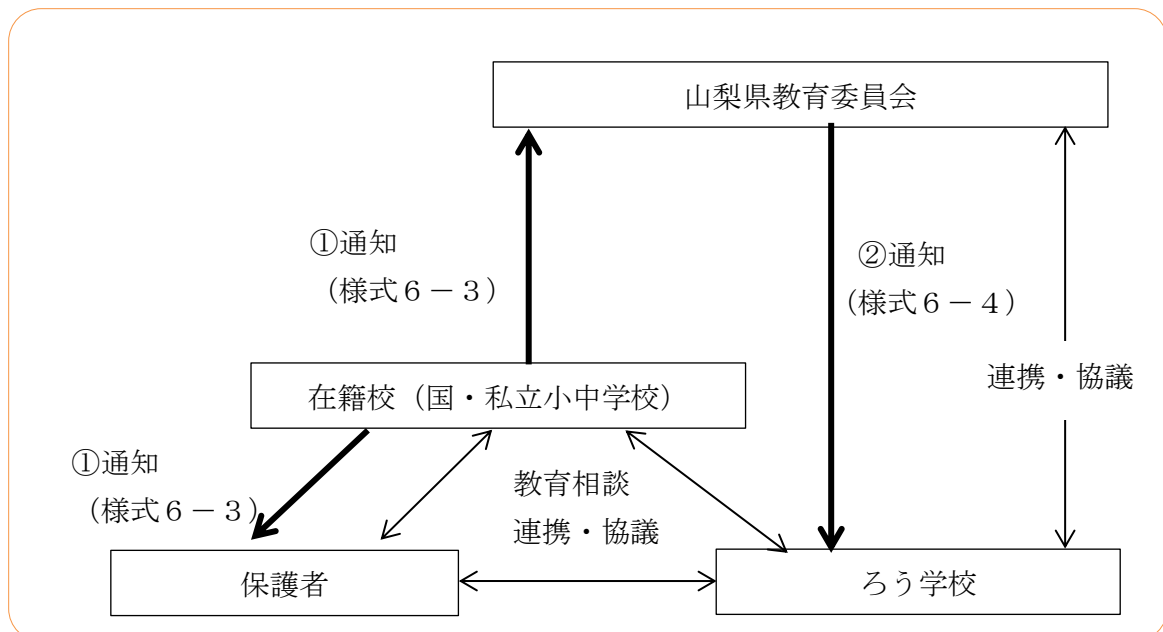


【資料 2】指導の終了手続き

公立小中学校、義務教育学校



国立・私立小中学校



(様式1)

〇〇第 号
年 月 日

〇〇市町村教育委員会教育長 殿

公立小中学校長

印

ろう学校における通級による指導について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、ろう学校における通級による指導（新規・継続）が必要と考えられますので通知します。

学 校 名	立 学校 年
(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒
電話番号	
生年月日	年 月 日 生
保護者氏名	

(様式2)

〇〇第 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

〇〇市町村教育委員会教育長
(国・私立小中学校長)

印

ろう学校における通級による指導について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、ろう学校における通級による指導（新規・継続）が必要と判断しましたので通知します。

学 校 名	立 学校 年
(ふりがな) 氏 名	
住 所	〒
電話番号	
生年月日	年 月 日 生
保護者氏名	

(様式 3 - 1)

〇〇第 号
年 月 日

〇〇市町村（組合）教育委員会教育長 殿
（ 国・私立小中学校長 殿）

山梨県教育委員会教育長

印

ろう学校における通級による指導について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条及び第 1 4 1 条の規定により、ろう学校における通級による指導の対象となることを通知します。

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名・学年
- 3 指導開始月
- 4 指導時間

(様式 3 - 2)

〇〇第 号
年 月 日

ろう学校長 殿

教 育 長

ろう学校における通級による指導について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条及び第 1 4 1 条の規定により、新規にろう学校における通級による指導の対象となることを通知します。

児童生徒氏名	学年	生年月日	在 籍 学 校 名	指導開始月	指導時間

(様式 3 - 3) 新規用

〇〇第 号
年 月 日

小中学校（在籍校）長 殿

〇〇市町村（組合）教育委員会 教育長

印

ろう学校における通級による指導について（通知）

貴校から通知のあった次の児童生徒について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条及び第 1 4 1 条の規定により、ろう学校における通級による指導の対象となることを通知します。（新規）

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名・学年
- 3 指導開始月（新規のみ）
- 4 指導時間

(様式 3 - 3) 継続用

〇〇第 号
年 月 日

小中学校（在籍校）長 殿

〇〇市町村（組合）教育委員会 教育長

印

ろう学校における通級による指導について（通知）

貴校から通知のあった次の児童生徒について、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定により、ろう学校における通級による指導の対象となることを通知します。（継続）

- 1 児童生徒氏名
- 2 学校名・学年
- 3 指導時間

(様式4)

〇〇第 号
年 月 日

保護者名 殿

〇〇市町村（組合）教育委員会教育長 印
(国・私立小中学校長)

ろう学校における通級による指導について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、ろう学校における通級による指導を受けることを決定します。

- 1 児童生徒氏名
- 2 指導開始月
- 3 指導時間

【留意事項】

- 1 保護者による送迎をお願いします。
- 2 通級日時等の詳細は、県立ろう学校と確認してください。
- 3 通級による指導に遅刻又は欠席する場合には、必ず県立ろう学校に連絡してください。

(様式5) 年度 ろう学校における通級による指導の計画書

在籍校名	校長名	
所在地	電話番号	

No.	氏名	学年	通級指導の時間数				形態 (通級・巡回)	指導期間	担当者名	通級 方法	所要 時間
			週当たり	曜日	時間						

(様式 6 - 1)

年 月 日

〇〇市町村（組合）教育委員会 教育長 殿

〇〇市町村立（組合）〇〇小中学校長

ろう学校における通級による指導の終了について

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条及び第 1 4 1 条の規定により実施していた、ろう学校における通級による指導の必要がなくなったと判断しましたので通知します。

学 校 名	立 学校 年
(ふりがな) 氏 名	
通級指導 終了月日	年 月 日

(様式 6 - 2)

〇〇第 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿
公立小中学校（在籍校）長
保護者

〇〇市町村教育委員会教育長

印

ろう学校における通級による指導の終了について

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定により実施していた、ろう学校における通級による指導を終了しましたので通知します。

学 校 名	立 学校 年
(ふりがな) 氏 名	
通級指導 終了月日	年 月 日

(様式 6 - 3)

〇〇第 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿
保護者

国・私立小中学校長

印

ろう学校における通級による指導の終了について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条及び第 1 4 1 条の規定により実施していた、ろう学校における通級による指導を終了しましたので通知します。

学 校 名	立 学校 年
(ふりがな) 氏 名	
通級指導 終了月日	年 月 日

(様式6－4)

〇〇第 号
年 月 日

ろう学校長 殿

教 育 長

ろう学校における通級による指導の終了について（通知）

次の児童生徒について、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により実施していた、ろう学校における通級による指導を終了することを通知します。

児童生徒氏名	学年	在 籍 学 校 名	指導終了月

在籍校名	校長	
	担任	

No.	氏名	学年	通級指導の時間数			形態 (通級、巡回)	指導期間	通級による指導 担当者名	通級 方法	所要 時間
			週当たり	曜日	時間					

高等学校に在籍する難聴の生徒に対する 県立ろう学校における通級による指導実施要項

山梨県教育委員会

1 目的

この要項は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき、高等学校に在籍する難聴の生徒（補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの）に対して、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するための特別な指導を行うため、県立ろう学校（以下「ろう学校」という。）が実施する通級による指導について定めるものとする。

2 通級による指導の内容

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導（特別支援学校の「自立活動」に相当）とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。

3 通級による指導の実施形態

通級による指導は、ろう学校の教員が当該生徒の在籍する高等学校（以下「在籍校」という。）を巡回して行う。なお、指導を行う教員は、高等学校教諭免許状を有する者とする。

4 教育課程上の位置付け

- (1) 通常教育課程に「ろう学校における通級による指導」を加えて実施する。
- (2) 指導時間は協議して決定する。
- (3) 週当たりの指導時数・指導回数は生徒の状況に応じて、在籍校とろう学校が協議して決定する。

5 単位認定

- (1) 授業時数35時間を、1単位とする。ただし、年間7単位を超えない範囲とする。
- (2) 在籍校においては、生徒が学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て満足できると認められる場合には、当該学校の単位を修得したことを認定しなければならない。
- (3) 在籍校においては、生徒が通級による指導を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次に当該学校の単位を修得したことを認定することを原則とする。ただし、年次途中から通級による指導を開始するなど、特定の年度における授業時数が、1単位として計算する標準の単位時間に満たない場合は、次年度以降に通級による指導の時間を設定し、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得の認定を行うことができる。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

6 教育課程の編成及び指導要録の記載

在籍校の校長は、ろう学校と連携し、当該生徒の教育課程を編成する。

また、指導要録の記載に関しては、指導要録の（学籍に関する記録）裏面の「各教科・科目等の修得単位数の記録」の総合的な探究の時間の次に自立活動の欄を設けて修得単位数の計を記載するとともに、（指導に関する記録）表面の「留学」部分に手書きで見え消し線を引き、「自立活動」と修正して修得単位数を記載する。裏面の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、通級による指導を受けた学校名（山梨県立ろう学校）、通級による授業時数、指導期間、指導内容や結果等を、ろう学校から送付する指導記録に基づき記載する。

7 通級による指導の事務手続き

事前の教育相談・協議

在籍校、保護者等及びろう学校は、ろう学校における通級による指導の必要性について、事前に教育相談・協議を行う。

指導の開始（資料1参照）

- (1) 在籍校の校長は、生徒がろう学校における通級による指導を受けることが適当と認めるときは、県教育委員会に対し、その旨を通知する。（様式1）
- (2) 県教育委員会は、ろう学校と協議した上で、前項(1)の通知を受けた生徒について、在籍校の校長あて、指導開始月等を通知する。また、新規に通級を開始する生徒の在籍校及び氏名、指導開始月等をろう学校長あて通知する。（様式2－1）（様式2－2）
- (3) 在籍校の校長は、新規に通級を開始する生徒の保護者等に対し、指導の開始について通知する。（様式3）
- (4) ろう学校長は、在籍校の校長に指導の計画書を提出する。（様式4）
- (5) 在籍校の校長は、通級による指導を受ける生徒の教育課程、指導の計画書（様式4）の写しを県教育委員会あて届け出る。（様式5）

指導の終了（資料2参照）

- (8) 在籍校の校長は、保護者等及びろう学校と協議し、当該生徒が、通級による指導を終了することが適当と認めるときは、県教育委員会、当該生徒の保護者等にその旨を通知する。
（様式6－1）（様式6－2）
- (9) 県教育委員会は、通級を終了する生徒の在籍校及び氏名をろう学校長あて通知する。
（様式6－3）

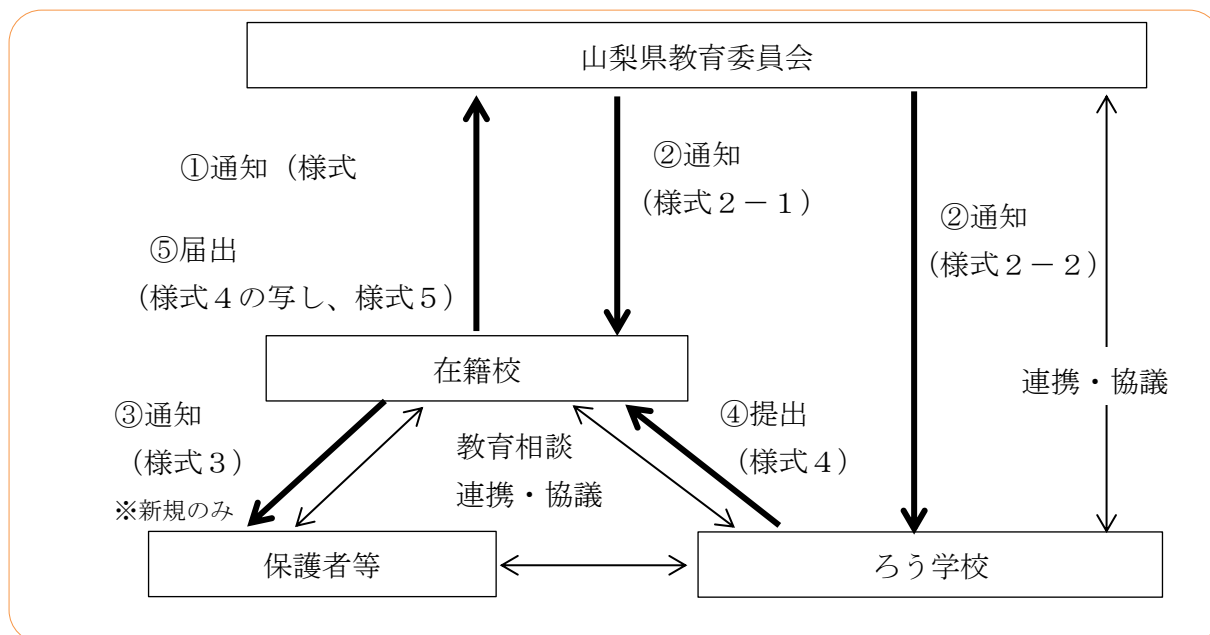
8 その他

- (1) 在籍校は、ろう学校と十分に連携を図りながら指導を行うように留意する。
- (2) 在籍校は、通級による指導を受ける生徒の個々の障害の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

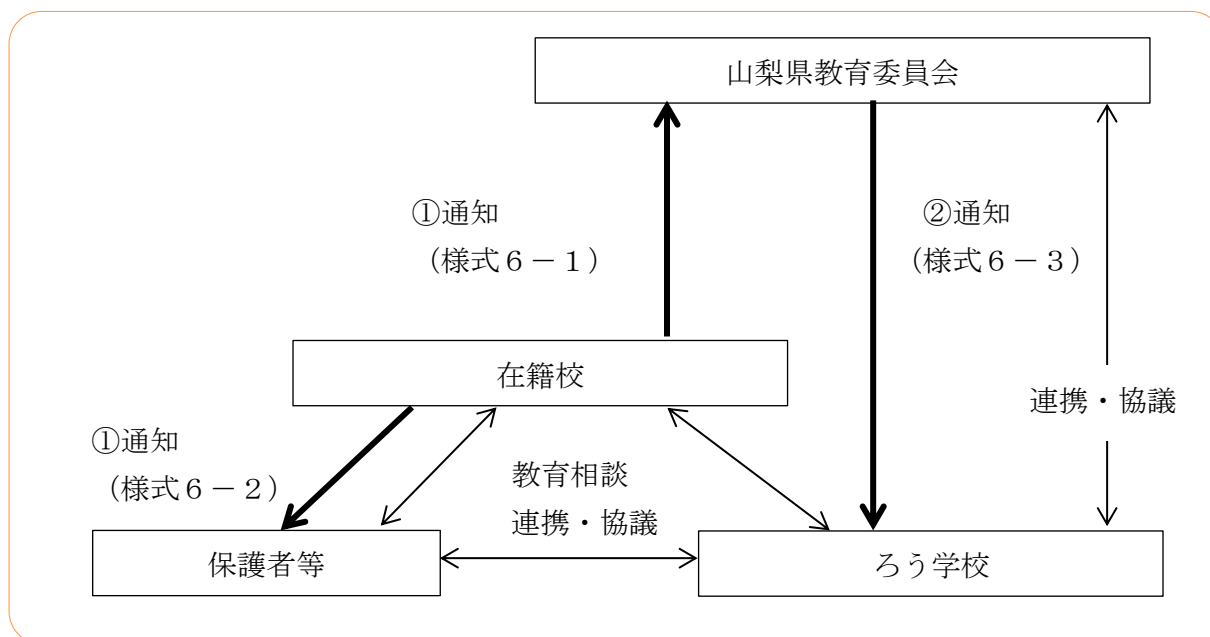
附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

【資料 1】指導の開始手続



【資料 2】指導の終了手続き



(様式1)

〇〇第 号
年 月 日

教 育 長 殿

山梨県立〇〇高等学校
学校長名

ろう学校における通級による指導について（通知）

次の生徒について、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、
ろう学校における通級による指導を新規に受けさせたいので通知します。

所 属 名	高等学校（ 科） 年
（ふりがな） 氏 名	
住 所	〒
電話番号	
生年月日	年 月 日 生
保護者等氏名	

(様式 2 - 1)

〇〇第 号
年 月 日

県立〇〇高等学校長 殿

教 育 長

ろう学校における通級による指導について（通知）

貴校から通知のあった次の生徒について、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定により、ろう学校における通級による指導の対象となることを通知します。

- 1 生徒氏名
- 2 学校名・学年
- 3 指導開始月
- 4 指導時間

(様式 2 - 2)

〇〇第 号
年 月 日

県立ろう学校長 殿

教 育 長

ろう学校における通級による指導について（通知）

県立〇〇高等学校から通知のあった次の生徒について、学校教育法施行規則第 1 4 0 条及び第 1 4 1 条の規定により、ろう学校における通級による指導の対象となることを通知します。

- 1 生徒氏名
- 2 学校名・学年
- 3 生年月日
- 4 指導開始月
- 5 指導時間

(様式3)

〇〇第 号
年 月 日

保護者等名 殿

山梨県立〇〇高等学校
学校長名

ろう学校における通級による指導について（通知）

次の生徒について、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、ろう学校における通級による指導を受けることを決定します。

- 1 生徒氏名
- 2 学校名・学年
- 3 指導開始月
- 4 指導時間

(様式4) 年度 ろう学校における通級による指導の計画書

在籍校名	校長	
	担任	

氏名	学年	通級指導の時間数			指導内容	形態	指導期間	通級による指導 担当者名
		週当たり	曜日・時間	単位数				
						巡回指導		

(様式5)

〇〇第 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立〇〇高等学校
校長名

〇〇年度教育課程の編成について（届出）

このことについて、「高等学校に在籍する難聴の生徒に対する県立ろう学校における通級による指導実施要項」の規定により、次のとおり届けます。

説明項目	項 目
届出内容	○ 学校が設定する特別の教育課程「通級による指導」について 1 障害に応じた特別の指導の名称 「自立活動」 2 目 標 3 単位数 4 対象生徒名・学年（年次）及び学科名 5 指導計画 ＊様式4の写し 6 評価規準 学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て満足できると認められる場合

(様式 5 : 記入例)

〇〇第 号
年 月 日

山梨県教育委員会教育長 殿

山梨県立〇〇高等学校
校長名

〇〇年度教育課程の編成について (届出)

このことについて、「高等学校に在籍する難聴の生徒に対する県立ろう学校における通級による指導実施要項」の規定により、次のとおり届けます。

説明項目	項 目
届出内容	○ 学校が設定する特別の教育課程「通級による指導」について 1 「自立活動」 2 目 標 障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する。 3 単位数 35 時間で 1 単位とする。 * 2 以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とする。 4 対象生徒名・学年（年次）及び学科名 5 指導計画 * 様式 4 の写し 6 評価規準 学校の定める個別の指導計画に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定された指導目標から見て満足できると認められる場合

(様式6－1)

〇〇第 号
年 月 日

教 育 長 殿

山梨県立〇〇高等学校
学校長名

ろう学校における通級による指導の終了について（通知）

次の生徒について、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、ろう学校における通級による指導を終了しましたので通知します。

所 属 名	高等学校（ 科） 年
（ふりがな） 氏 名	
通級指導 終了月日	年 月 日

(様式6－2)

〇〇第 号
年 月 日

保 護 者 殿

山梨県立〇〇高等学校
学校長名

ろう学校における通級による指導の終了について（通知）

次の生徒について、学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定により、ろう学校における通級による指導を終了しましたので通知します。

所 属 名	高等学校（ 科） 年
（ふりがな） 氏 名	
通級指導 終了月日	年 月 日